

令和3年度

景観まちづくり計画の改定(案)について

○地域コミュニティに支えられた賑わい・交流のあるまち





目 次

1. 本市景観まちづくり計画について
2. 改定内容(案)
 - (1)ゾーン・エリア分け及び方針の見直し
重点地区・景観地区の候補地域の表記
 - (2)景観形成基準(建築物)の見直し
 - ①各ゾーンごとの高さ制限の定量的な表記
 - ②景観形成基準の色彩の見直し
 - ③緑化率の見直し
 - ④行為の届出の対象規模の見直し
 - (3)新たな制度
 - ①行為届出物件の工事完了報告の提出
 - ②事前協議
 - ③広域的な連携について
 - (4)景観重要公共施設に関する事項
 - (5)屋外広告物の表示等
3. 今後のスケジュール(案)



1. 浦添市の景観まちづくり計画について

景観計画の基本的な構成と考え方

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

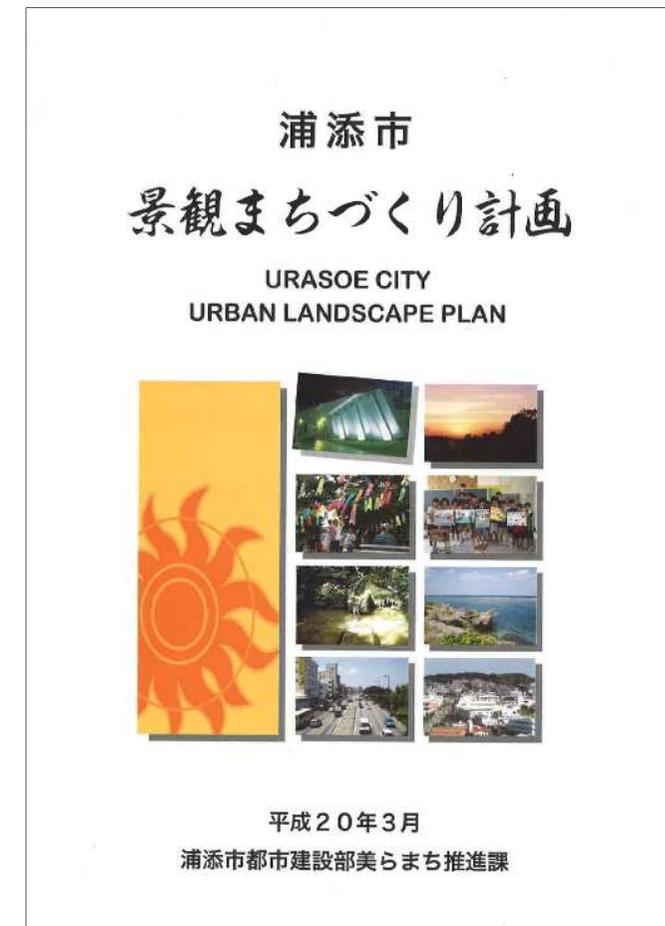
- 景観行政団体が策定し、**区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準を定める**
- 届出・勧告対象の行為は、**条例で付加・除外どちらも可能**
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置づけ、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能
また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、
住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域を対象

1. 浦添市の景観まちづくり計画について

浦添市景観まちづくり計画について

- ✓ 本市の景観形成に関する総合的な施策、市民・事業者・行政に共通する協働の指針としての位置づけ。
- ✓ 平成18年8月～平成19年5月
浦添市景観まちづくり市民会議・関係団体意見交換
- ✓ 平成19年7月1日
「浦添市景観まちづくり計画」告示
「浦添市景観まちづくり条例」施行
- ✓ 平成20年4月1日
「浦添市景観まちづくり計画」告示(重点地区の追加)



1. 浦添市の景観まちづくり計画について

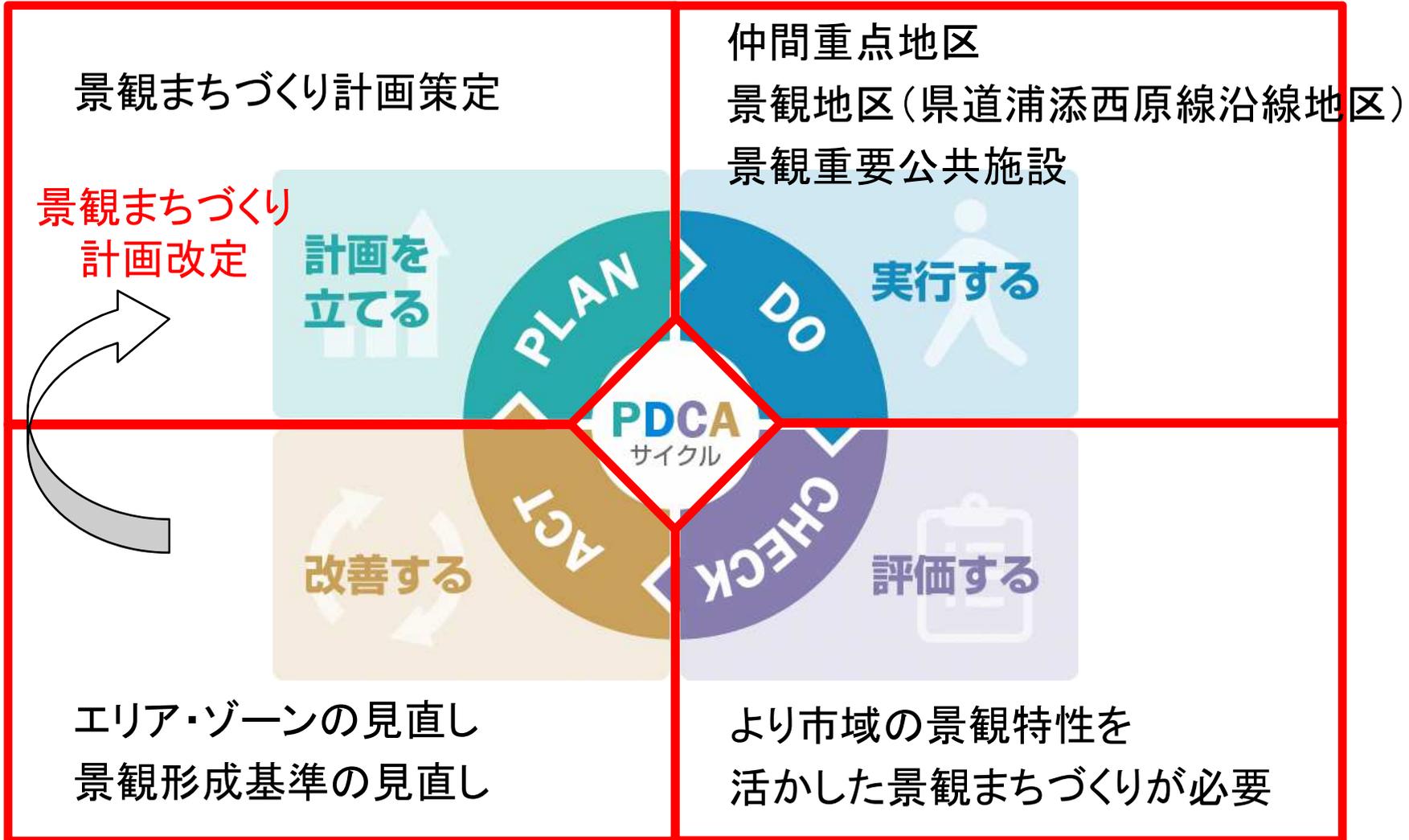
浦添市景観まちづくり計画策定後の主な取り組み

- ✓ 平成27年9月29日 告示 景観地区指定
県道浦添西原線沿線地区
- ✓ 平成28年9月30日 景観重要公共施設指定
県道浦添西原線(JAおきなわ浦添支店～浦添消防署付近)
- ✓ 平成31年4月1日 沖縄県屋外広告物条例権限移譲
業務の一部を担う

市民等の参加による景観形成の推進の主な取り組み

- ✓ 都市景観に関する表彰制度
- ✓ まちづくりプラン賞
- ✓ 人材育成事業(風景学習・小学生) ※県事業のサポート
- ✓ 景観まちづくりフォーラム
- ✓ 活動支援

PDCAサイクルによる景観計画の確認



1. 浦添市の景観まちづくり計画について

① 市民会議について

市民と行政がお互いの意見を交え、協働で改定することを目的に、浦添市の景観に関する課題や改定内容等について協議・検討を行った。

第1回 令和2年1月20日

【景観計画の考え方と市の景観の取り組み】

第2回 令和2年7月11日 まち歩き

【浦添市の現状と課題】

第3回 令和2年7月14日 ワークショップ

【景観課題を出し、改善案を考えよう】

第4回 令和2年9月10日 ワークショップ

【景観形成基準について考えよう】

第5回 令和2年10月13日 ワークショップ

【浦添市の景観将来像・方向性を考えよう】

② 庁内関係部局との意見交換(全3回)

浦添市景観まちづくり **かわら版**

- 第5回市民会議 - vol. 5
令和2年11月発行

第5回浦添市景観まちづくり市民会議を開催しました！



令和2年10月13日(火)に浦添市役所議会議室102会議室にて第5回市民会議を開催し、8名の市民会議メンバーが参加しました。この回の市民会議までの内容を踏まえ、事務局で景観計画改定案を作成することになります。今後、景観計画改定案について、パブリックコメント等の機会を通して、多くの市民にご意見をいただきたいと考えております。

これまでの市民会議

- 第1回 令和2年1月20日
景観計画の考え方と浦添市の景観の取り組み
- ↓
- 第2回 令和2年7月11日
まち歩き(浦添市の現状と課題)
- ↓
- 第3回 令和2年7月14日
ワークショップ
景観課題を出し合い、改善案を考えよう
- ↓
- 第4回 令和2年9月10日
ワークショップ
景観形成基準について考えよう
- ↓
- 第5回 令和2年10月13日
ワークショップ
浦添市の景観の将来像・方向性を考えよう

「良好な景観とは？」や「浦添市の景観の成り立ち」を再確認して、浦添市の景観の将来像を考える

ワークショップの前に、第2回市民会議でご説明した「良好な景観とは何か」を振り返り、さらに浦添市の昔の写真を用いて「景観の成り立ち」を確認しました。昭和、平成の時代に景観が大きく様変わりしたことを踏まえ、今後の浦添市の景観の将来像を考えました。



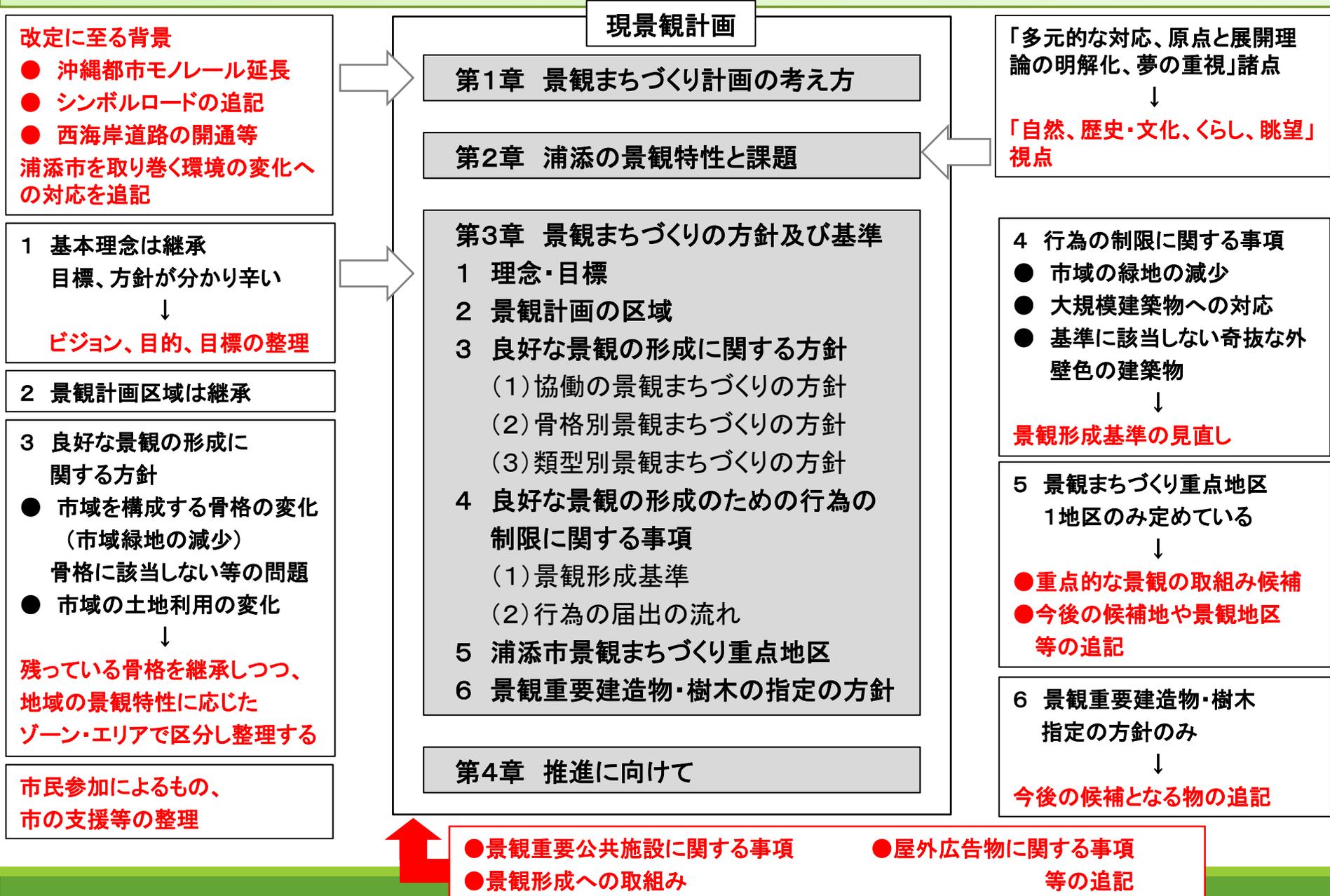
▲昭和51年(浦添市全景)
▲昭和34年(安波茶・前田)
昭和35年(屋敷垣大通り)
※写真は浦添市立図書館所蔵



昭和49年
緑地の減少
『浦添市緑の基本計画』(改定版、R2.5月)
平成30年

第5回市民会議 **かわら版**

2. 改定内容(案)について



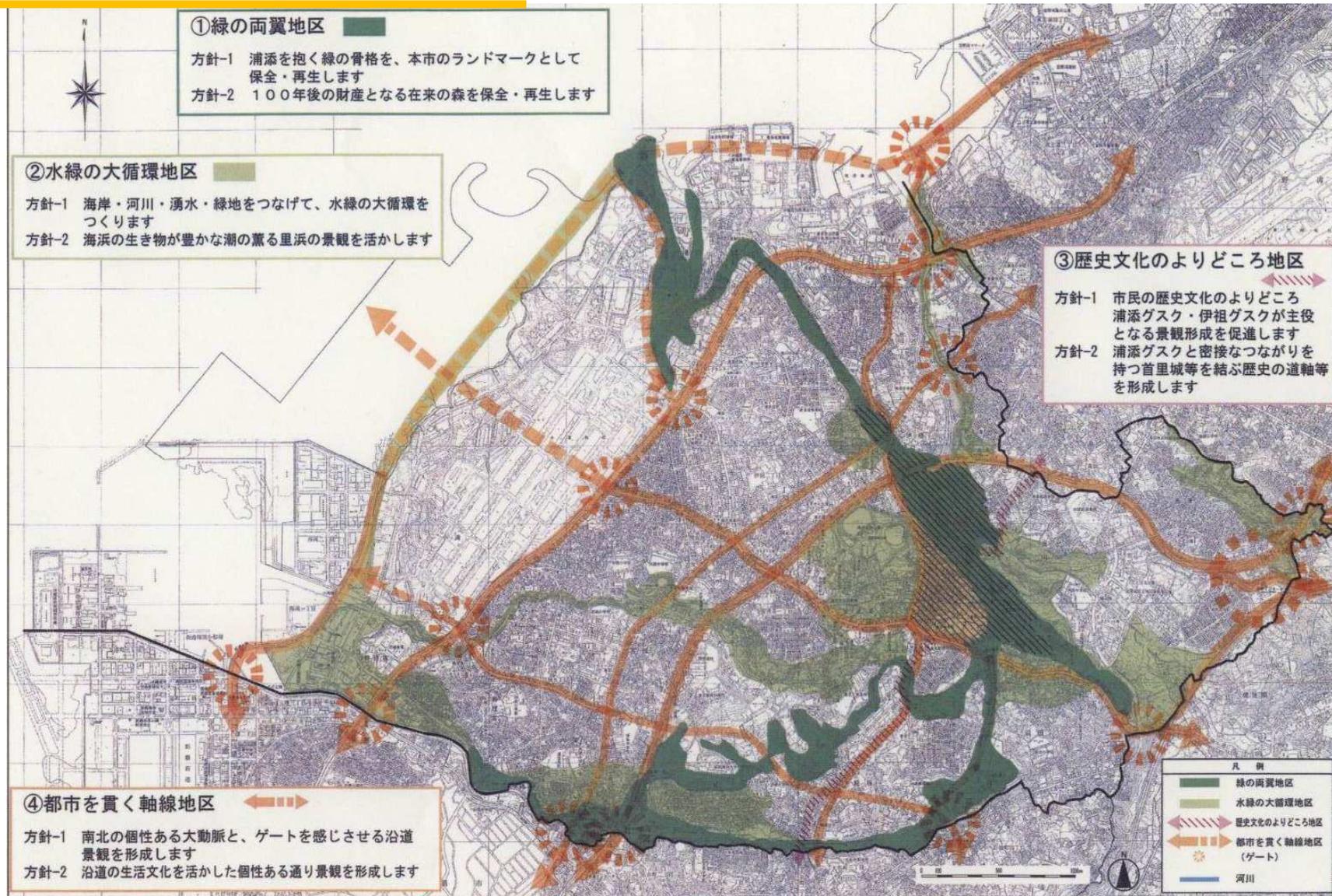


2. 改定内容(案)について

現計画の課題や変更・追加が必要及び検討する項目

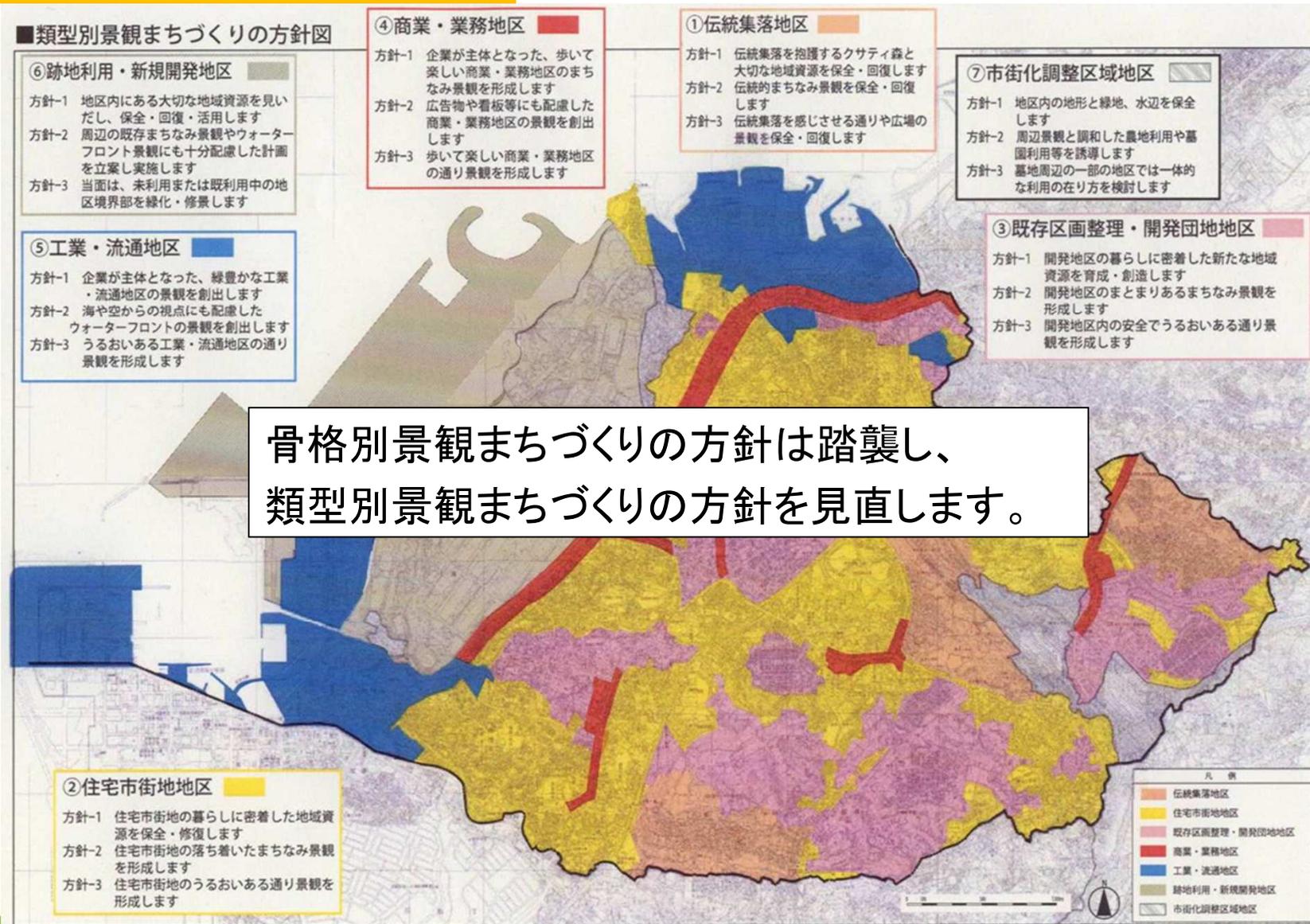
- (1) 景観計画区域における良好な景観形成にゾーン・エリア分け及び方針の見直し
(本市都市基盤の変化による対応)
- (2) これまでに指定した地区(景観地区)及び、候補地域の表記
(これまでの景観まちづくりに関する取組みと将来の目標を表記)
- (3) 景観形成基準(建築物)の見直し
 - ① 各ゾーンごとの高さ制限の定量的な表記
(浦添グスク・緑の両翼への景観保全や海等への眺望を確保するため、
最高限度高さの明確化)
 - ② 色彩の見直し
 - ③ 緑化率の見直し(地区計画、緑の基本計画との整合)
 - ④ 行為の届出の対象規模の見直し(基準不適合物件に対する措置)
- (4) 新たな制度
 - ① 行為届出物件の工事完了報告の提出
 - ② 事前協議の対象規模、時期の明確化(協議の実行性の確保)
 - ③ 広域的な連携について(他市町村に渡る敷地・建物に対する取扱い)
- (5) 景観重要公共施設に関する事項(施設候補(案))
- (6) 屋外広告物の表示等(本市独自の基準、条例制定に向けた対応)

2-(1). ゾーン・エリア分け及び方針の見直し、重点地区等の候補地 骨格別景観まちづくりの方針図



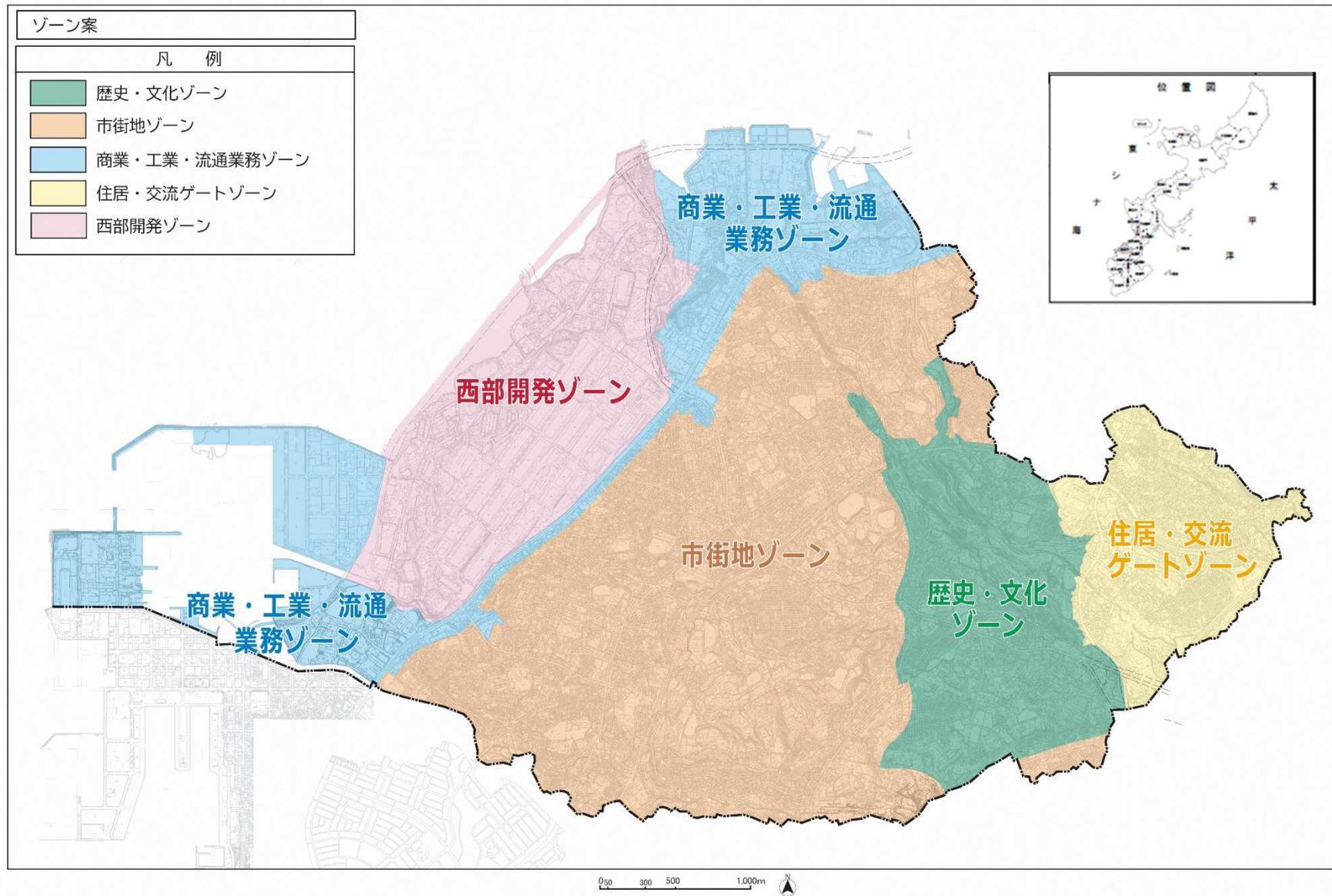
出典：浦添市景観まちづくり計画(平成20年3月)

2-(1). ゾーン・エリア分け及び方針の見直し、重点地区等の候補地 類型別景観まちづくりの方針図



骨格別景観まちづくりの方針は踏襲し、
 類型別景観まちづくりの方針を見直します。

2-(1). ゾーン・エリア分け及び方針の見直し、重点地区等の候補地



景観形成の目標

浦添グスク及び伊祖グスクへ連なる緑地帯の眺望景観を保全し、歴史や地域文化を感じられる浦添グスクの麓にふさわしいまちなみ景観形成を推進します。

概要

- ・先史時代から古琉球に至るまでの貴重な遺跡が数多く分布する地域
- ・本市の地形的特徴である浦添断層崖や丘陵地の緑地等により自然景観を形成する地域
- ・浦添グスクの世界遺産追加登録を目指し、グスク周辺のバッファゾーンとして良好な景観形成を推進する地域



歴史・文化
ゾーン

景観形成の目標

良好な住環境を保全し、落ち着いたあるまちなみ及び、地域の特性にふさわしい景観形成に努めます。

概要

- ・土地区画整理事業や民間開発により住宅地として住環境の整備が進められた地域
- ・古くから本市の成長と共に住宅地を形成してきた地域で拝所や共同井戸等の地域資源が点在する地域



景観形成の目標

個性的で賑わいと活力のある空間を創出し、まとまりのある景観形成を推進します。



景観形成の目標

浦添の新たな東の玄関口にふさわしい良好なまちなみ景観形成に努めます。

概要

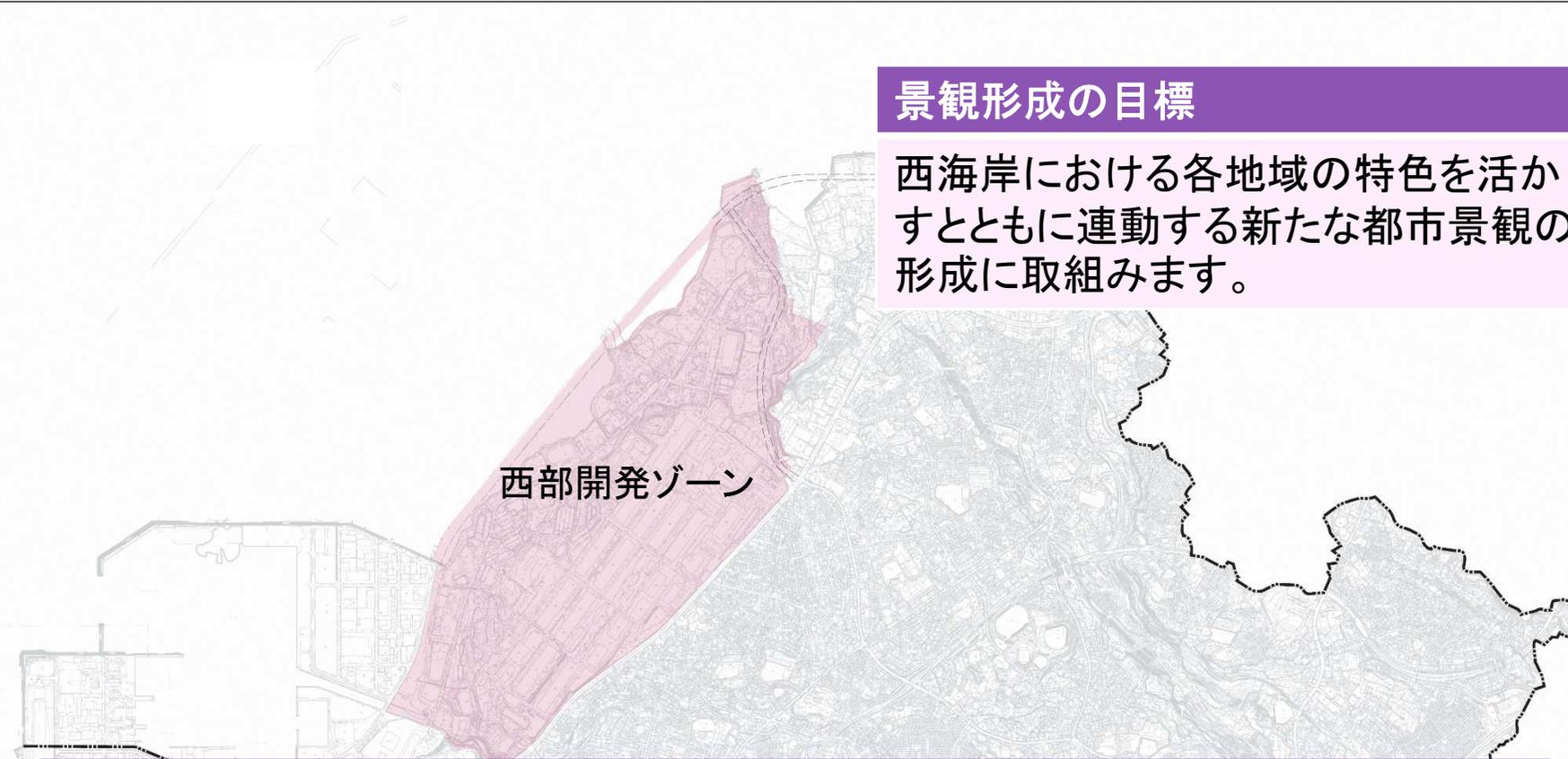
- ・沖縄都市モノレールてだこ浦西駅を中心とした区画整理事業によりまちづくりを進める地域
- ・てだこ浦西駅、P&R、沖縄自動車道ICの整備により総合交通結節点として機能を有する地域
- ・賑わいを創出させる複合商業施設と土地区画整理事業で整備された住宅地区、伝統集落地区が近接する地域



住居・交流
ゲートゾーン

景観形成の目標

西海岸における各地域の特色を活かすとともに連動する新たな都市景観の形成に取り組めます。

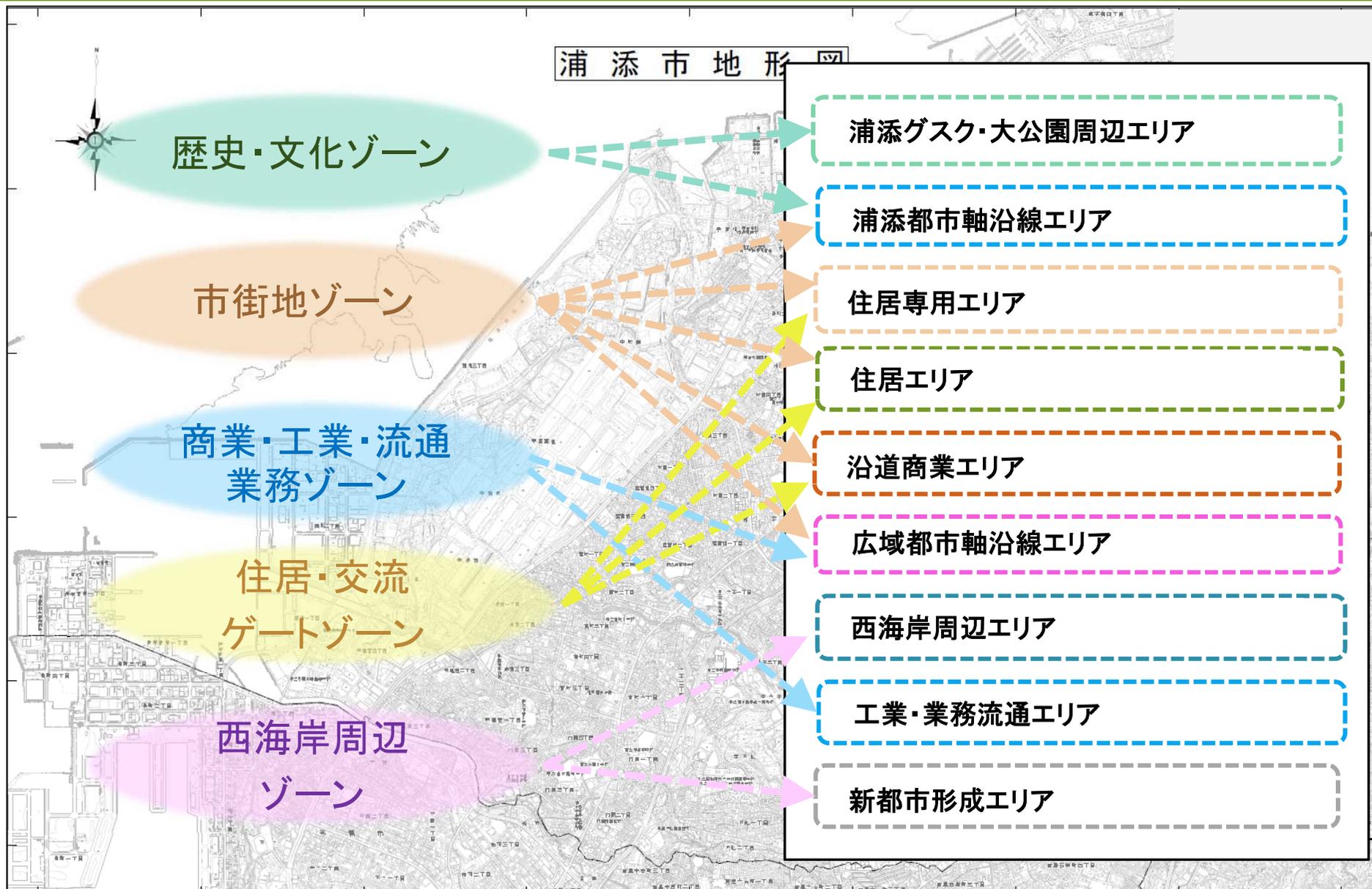


西部開発ゾーン

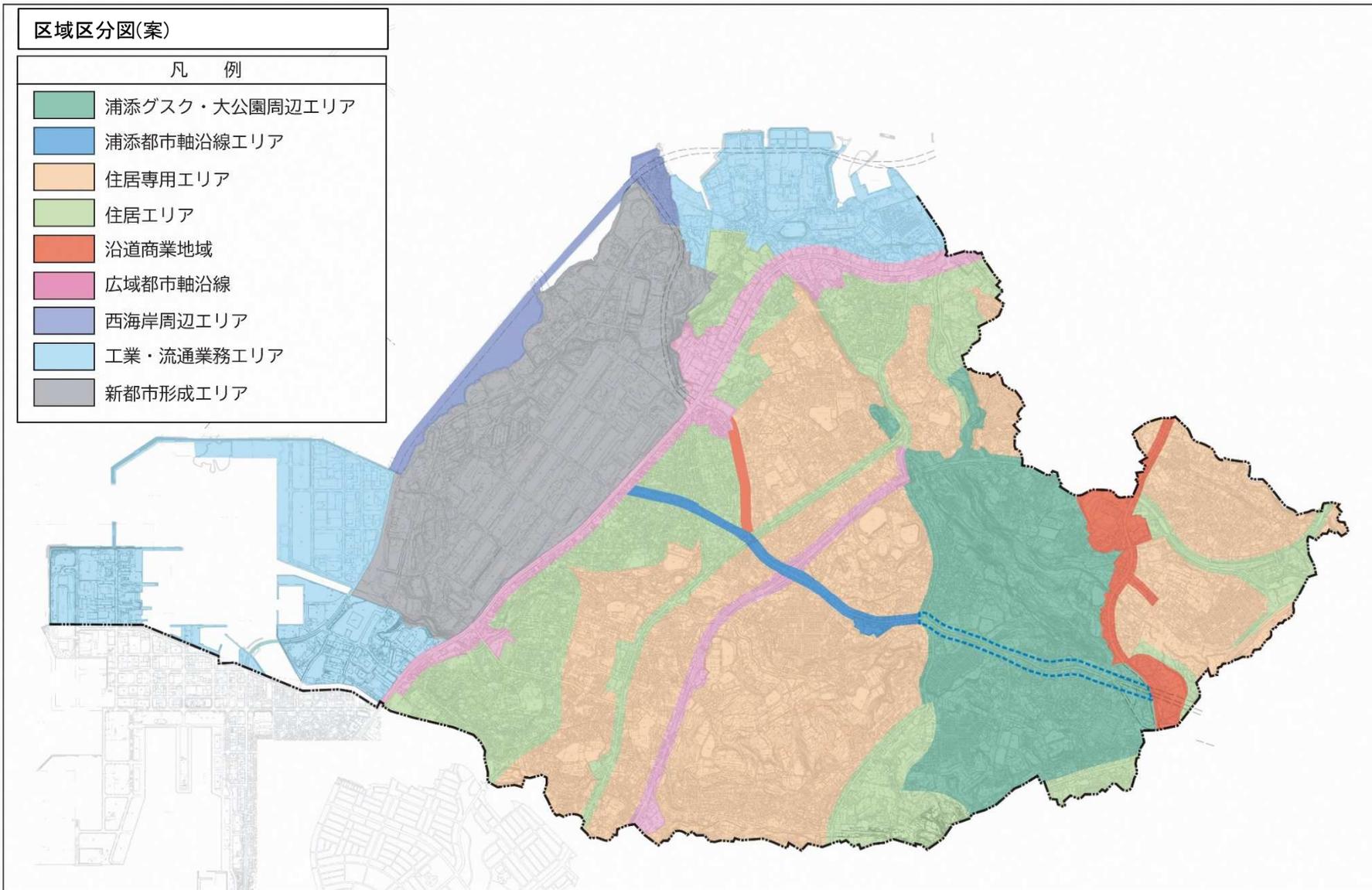
概要

- ・屋富祖、城間地先の海岸域から空寿崎(カーミージー)においてサンゴ礁に囲まれたイノー(礁池)を有する地域
- ・西海岸埋立地区と牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の跡地利用により、豊かな海域環境を保全しつつ、新たなまちづくりを進める地域

2-(1). ゾーン・エリア分け及び方針の見直し、重点地区等の候補地



2-(1). ゾーン・エリア分け及び方針の見直し、重点地区等の候補地



2-(1)-①. エリアの考え方(浦添グスク・大公園周辺エリア)



景観形成の方針

世界遺産追加登録を目指す浦添グスクへの眺望景観を保全し、想定される緩衝地帯(バッファゾーン)においては、浦添グスクの麓に相応しい落ち着いた落ち着きのあるまちなみ景観形成を推進します。

対象地域

第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、市街化調整区域

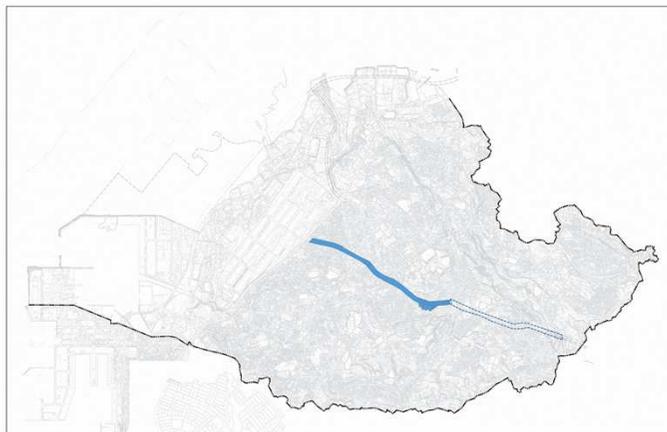
景観の特性

- ・バッファゾーンの整備として、浦添城跡周辺の**中間重点地区**、都市モノレール沿線の**景観地区**及び、茶山、前田、当山地区では、浦添グスクの麓に相応しい景観形成の推進に取り組んでいます。
 - ・赤瓦や琉球石灰岩等の地域性をあらかず素材を活用し歴史性を感じさせるまちなみ景観の形成が進んでいます。
 - ・御嶽や拝所、樋川等の歴史的資源が地域の暮らしに密着して息づいており、大切に管理されています。
 - ・当該エリアを東西に横断する、県道浦添西原線は本市の顔づくりの骨格となる都市軸です。都市軸(シンボルロード)の一端を担う周辺地区であることから、歴史・文化特性等に配慮した質の高い沿道景観形成に取り組んでいます。
- ※当該エリアは、**重点地区**または**景観地区**の候補地として検討に取り組みます。(茶山地区、当山地区、浦添前田駅周辺土地区画整理地内等)

課題

- ・浦添グスク、伊祖グスクへの眺望及び、浦添城跡から伊祖城跡へ連なる丘陵の緑地帯の眺望景観を確保する必要があります。
- ・浦添グスクの麓であるとともに、本市のシンボルロードの一端を担う地区であることから、良好なまちなみ景観形成を推進するため、景観施策を継続的に取り組む必要があります。
- ・点在する歴史資源を大切に保全するとともに、散策路の整備によるネットワーク化等友好的に活用する必要があります。

2-(1)-②. エリアの考え方(浦添都市軸沿線エリア)

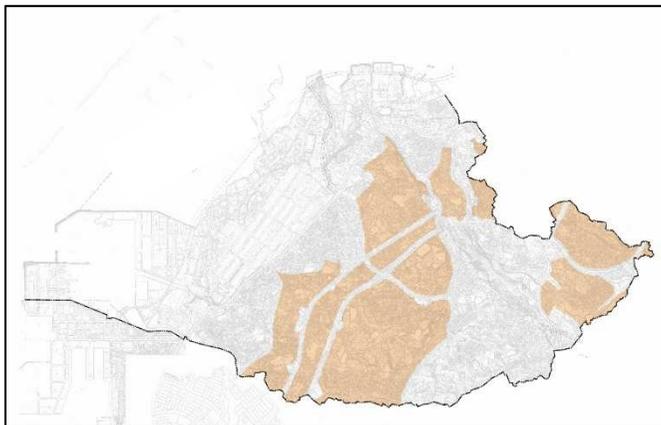


景観形成の方針

浦添市の顔となるシンボルロードにおいては、浦添都市軸における各地域の特色を活かし、賑わいを備えたまちなみ景観形成を推進します。

対象地域	第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域
景観の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・安波茶交差点から国道330号にかけて起伏があり、沿道から東シナ海を眺めることができます。 ・浦添都市軸として位置付けられている県道浦添西原線の一部(～JAおきなわ浦添支店)を景観重要公共施設に位置づけており、シンボルロードとして歴史文化の薫り高い道路整備に取り組んでいます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・浦添都市軸に相応しいシンボルロードの道路整備を図るため、県道浦添西原線 景観重要公共施設の指定区間の延長及び、沿道景観の形成に取り組む必要があります。 ・各地域の特色を活かした賑わい空間の演出とともに、シンボルロードとして連続性のあるまちなみ景観形成に取り組む必要があります。 ・沿道の不揃いな建物形状及び色彩、屋外広告物等については、良好な景観を形成するための取り組みを進める必要があります。

2-(1)-③. エリアの考え方(住居専用エリア)



景観形成の方針

閑静な住宅地の良好な住環境を保全し、落ち着いたあるまちなみ景観形成に努めます。

対象地域

第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

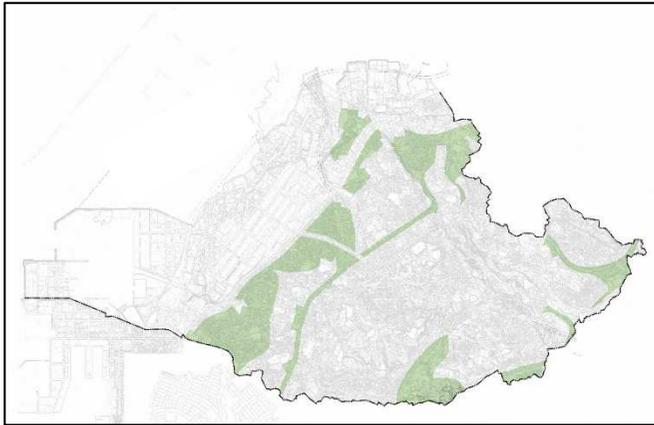
景観の特性

- ・低層住宅地における戸建て住宅では、敷地内緑化や道路からの壁面後退など、まとまりあるまちなみ景観が形成されつつあります。
- ・住宅地に密着した地域資源が保存・管理され良好な住環境が形成されつつあります。
- ・てだこホール及び、運動公園を含むカルチャーパーク一帯は、文化交流拠点に相応しい良好な景観が形成されつつあります。

課題

- ・中高層の集合住宅における敷地内緑化率が低下していることから、潤いのあるまちなみ景観形成に取り組む必要があります。
- ・近年、大規模な集合住宅が立地され、隣接する低層住宅地の住環境との調和を図る必要があります。
- ・住宅密集地における圧迫感軽減の施策を検討する必要があります。

2-(1)-④. エリアの考え方(住居エリア)



景観形成の方針

良好な住環境を保全し、賑わいの中にも秩序が感じられる良好なまちなみ景観形成に努めます。

対象地域

第1・2種住居地域(一部浦添南第一地区地区計画内)、準住居地域(一部浦添南第一地区地区計画内)

景観の特性

- ・浦添市の成長とともに形成された住宅市街地(開発団地、土地区画整理事業地区等)には、戸建て住宅や中高層集合住宅が多く立地しており、街路樹及び個々の住宅地内の緑化等により良好な住環境が形成されつつあります。
- ・地域の成り立ちを伝える拝所や共同井戸、老木等の地域の景観資源が大切に管理されています。

課題

- ・近年、建物の高層化が進み周辺住宅地への圧迫感や海・空・緑の稜線への眺望景観への影響が懸念されています。
- ・中高層建物(集合住宅・店舗・事務所)における敷地内緑化率が低下していることから、潤いのあるまちなみ景観の形成に取り組む必要があります。
- ・住宅密集地における圧迫感軽減の施策を検討する必要があります。
- ・沿道の不揃いな建物形状及び色彩、屋外広告物等については、良好な景観形成に取り組む必要があります。

2-(1)-⑤. エリアの考え方(沿道商業エリア)



景観形成の方針

商業活動の活性化及び集客力の向上、隣接する住宅地区に配慮するとともに、賑わいと活力のある商業・業務地として良好なまちなみ景観形成に努めます。

対象地域

・第1種住居地域(県道241号沿線)、準住居地域、近隣商業地域(一部浦西地区地区計画含む)、商業地域(てだこ浦西駅周辺地区地区計画内)

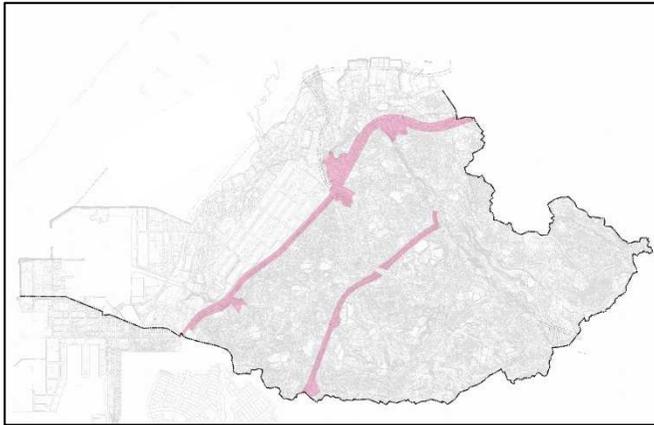
景観の特性

・サンパーク通りでは、建物の壁面後退や緑陰の確保など統一性のあるまちなみ景観が形成されつつあります。
 ・県道241号沿線では、比較的に大規模な建物が立地されておらず、浦添グスク含む緑の稜線を眺めることができます。

課題

・商業・業務地と住宅地が隣接していることから、調和のとれた良好な景観形成の取り組みが必要です。
 ・沿道の不揃いな屋外広告物等について、良好な景観を形成するための取り組みを進める必要があります。
 ・てだこ浦西駅周辺においては、新たなゲートゾーンとしてのまちづくりが求められていることから、賑わいの中にも秩序が感じられる良好なまちなみ景観形成に取り組む必要があります。

2-(1)-⑥. エリアの考え方(広域都市軸沿線エリア)



景観形成の方針

商業及び企業活動の活性化を促すとともに、広域的な連続性のある良好なまちなみ景観形成を推進します。

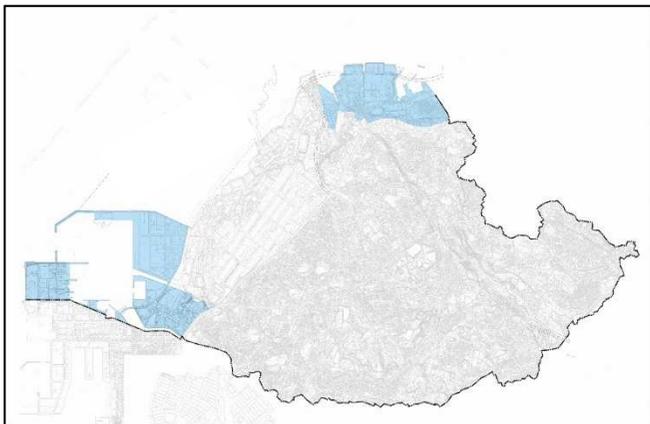
対象地域	第1種住居地域(国道58号沿道牧港地区地区計画内)、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
景観の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・牧港から城間における国道58号沿線においては、建物の壁面後退や緑陰の確保がされており、良好なまちなみ景観が形成されつつあります。 ・西原から大平インターチェンジ間の国道330号沿線においては、浦添グスクを含む緑の稜線を眺めることができます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国道58号沿線においては、商業系、工業系が混在して立地しており建物形状及び色彩、屋外広告物等については、調和のとれた良好な景観形成の施策を推進する必要があります。 ・商業、工業施設においては、オープンスペースの確保及び緑化推進に努めることで、市民にとって親しみやすい空間創出に取り組む必要があります。



景観形成の方針

海・空への眺望景観を保全し、自然景観と調和させることで、新たな顔となるウォーターフロントの創出及び、賑わいある景観形成に努めます。

<p>対象地域</p>	<p>第1種住居地域(カーミージー周辺地区地区計画周辺)、第2種住居地域(カーミージー周辺地区地区計画内)、第2種中高層住居専用地域(浦添臨港地区)、商業地域(西海岸埋立地区地区計画内)</p>
<p>景観の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の西側の東シナ海に面するカーミージー周辺は自然海岸が残されており、干潟とサンゴ礁に囲まれた礁池(イノー)が広がるなど、良好な自然景観が形成されています。 ・浦添市西洲と宜野湾市宇地泊を結ぶ浦添北道路・臨港浦添線においては、海へ眺望が確保されるとともに、沿道の商業施設と道路整備が調和した良好な景観が形成されています。 ・良好な海辺の資源環境を活用した環境学習が行われています。 <p>※当該エリアは、重点地区または景観地区の候補地として検討に取り組みます。<u>(カーミージー周辺の自然海浜区域)</u></p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜の残る魅力あるウォーターフロントの形成を図るため、景観資源の保全・活用に取り組む必要があります。 ・新都市形成エリアと一体となって地域資源、まちなみ景観、ウォーターフロント景観を踏まえた景観施策を検討する必要があります。



景観形成の方針

工業・流通施設における生産性及び、就業環境の向上を図るとともに、うるおいのある良好なまちなみ景観形成に努めます。

対象地域

準工業地域、工業地域

景観の特性

・港川及び牧港の臨海部では、生産拠点としての産業施設が立地しています。また、流通業等が集積する卸商業団地においては、敷地内緑化等の修景に取り組んでいます。

※当該エリアは、**重点地区**または**景観地区の候補地**として検討に取り組みます。(シリん川周辺地区等)

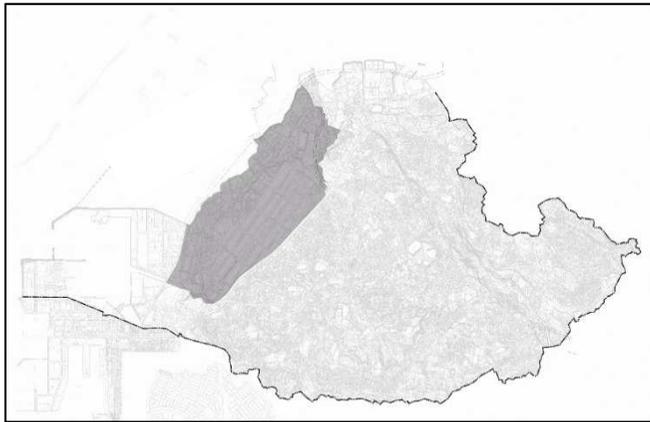
課題

・港川及び牧港の臨海部においては、隣接する住宅地への圧迫感を低減するなど建物の配置、規模、色彩等に配慮するとともに、敷地内緑化に努める必要があります。

・隣接する西海岸周辺エリアの自然環境への配慮及び、調和する景観形成に取り組む必要があります。

・多様な生物が生息するシリん川及び周辺の緑地については、維持・保全に取り組む必要があります。

2-(1)-⑨. エリアの考え方(新都市形成エリア)



景観形成の方針

海への眺望及び緑の稜線に配慮するとともに、現況地形、自然緑地等を保全・活用した新たな都市景観の形成に取り組めます。

対象地域	市街化調整区域(牧港補給基地跡地)
景観の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において唯一残る自然海岸及び、段丘崖の斜面緑地等の自然環境が存在しています。 ・石切場跡及び嘉門貝塚等の貴重な埋蔵文化財及び、遺跡・古墳群墓等の歴史・文化的資源が広く点在しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・起伏に富んだ地形や海、空への眺望及び、緑の稜線の保全に配慮した景観施策に取り組む必要があります。 ・本エリアにふさわしい魅力的な景観形成を図るためには、地主、市民及び事業者との協働による取り組みを推進する必要があります。



2-(2). 景観形成基準(建築物)の見直し

現行 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成基準
形態・意匠 (高さ)	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が集まる主要な視点場から緑の両翼の稜線(スカイライン)が分断されないよう高さ、規模、形態を工夫する。 ・緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・建築物の3階以上の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。 ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した、敷地内緑化や壁面緑化、屋上緑化などに努める。 原則として、敷地面積の3%以上の緑地を設けることとし、それらの間口の1/5以上に配置するよう工夫する。

現行特定届出対象行為(建築物)

行為	用途・項目	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	都市計画法に掲げる商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	高さが 20m を超えるもの又は建築面積が1000㎡を超えるもの
	都市計画法に掲げる上記以外の地域	高さが 13m を超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの

遠景・中景・近景による考え方

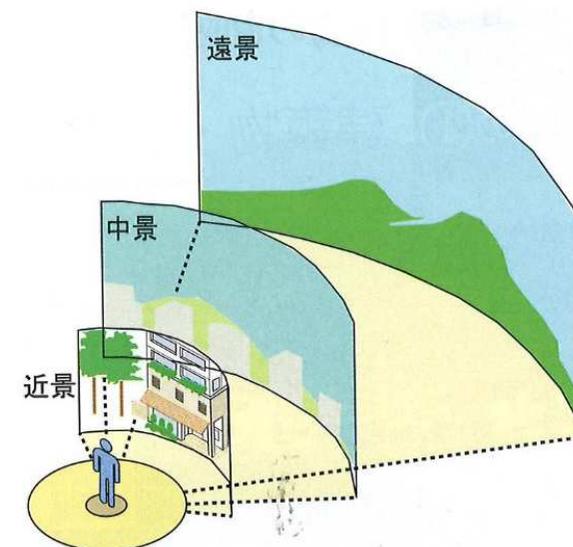
参考:「遠景・中景・近景」

景観を「遠景・中景・近景」に区分することができ、奥行きと連続性のある総合的なものとして捉えることができる。

「近景」(概ね100m以内): 建物の表面の質感や屋外広告物の文字、花の色彩、人の活動が間近に把握できる。

「中景」(概ね100m～1.5km): 建物などが連続した雰囲気や、樹種の違い等が把握できる。

「遠景」(概ね1.5km以上): 遠くの山並みの連続性や輪郭、丘陵緑地の広がり等が把握できる。



視点場からの遠景・中景・近景分類イメージ

参考: 沖縄県景観形成ガイドライン

2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

今回の景観計画改定では、市民会議及び、庁内関係部局からの意見をふまえ、浦添グスクへの眺望景観や海への眺望景観を保全する観点から、高さの基準について検討した。

区分	眺望	高さ
森林・緑の稜線	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場と対象地を設定 ・視点場からの眺め、稜線、緑地高さを考慮 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 視点場の考え方 眺望景（遠景） </div>
自然海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場と対象地を設定 ・視点場と対象地の周辺、中韓に位置する建物等を考慮 	
世界遺産周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場と対象地の双方になる場合、周辺や中間部の建物等を考慮 	
市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地から特定の眺望が望める場合、周辺部や線上、又は紡錘形等を定めて、景観の保全を図る 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 中景 </div>
伝統集落/周辺部	<ul style="list-style-type: none"> ・近景や囲繞景では、他の項目と併せて誘導することが効果的 ・遠景や中景においては良好な景観要素であり、周囲の景観阻害要因に注意する 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 近景 </div>

参考：沖縄県景観形成ガイドライン

2-(2)-①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

項目	景観形成基準
高さ	数値基準なし。 主要な視点場から緑の稜線が分断されないよう高さを工夫する。

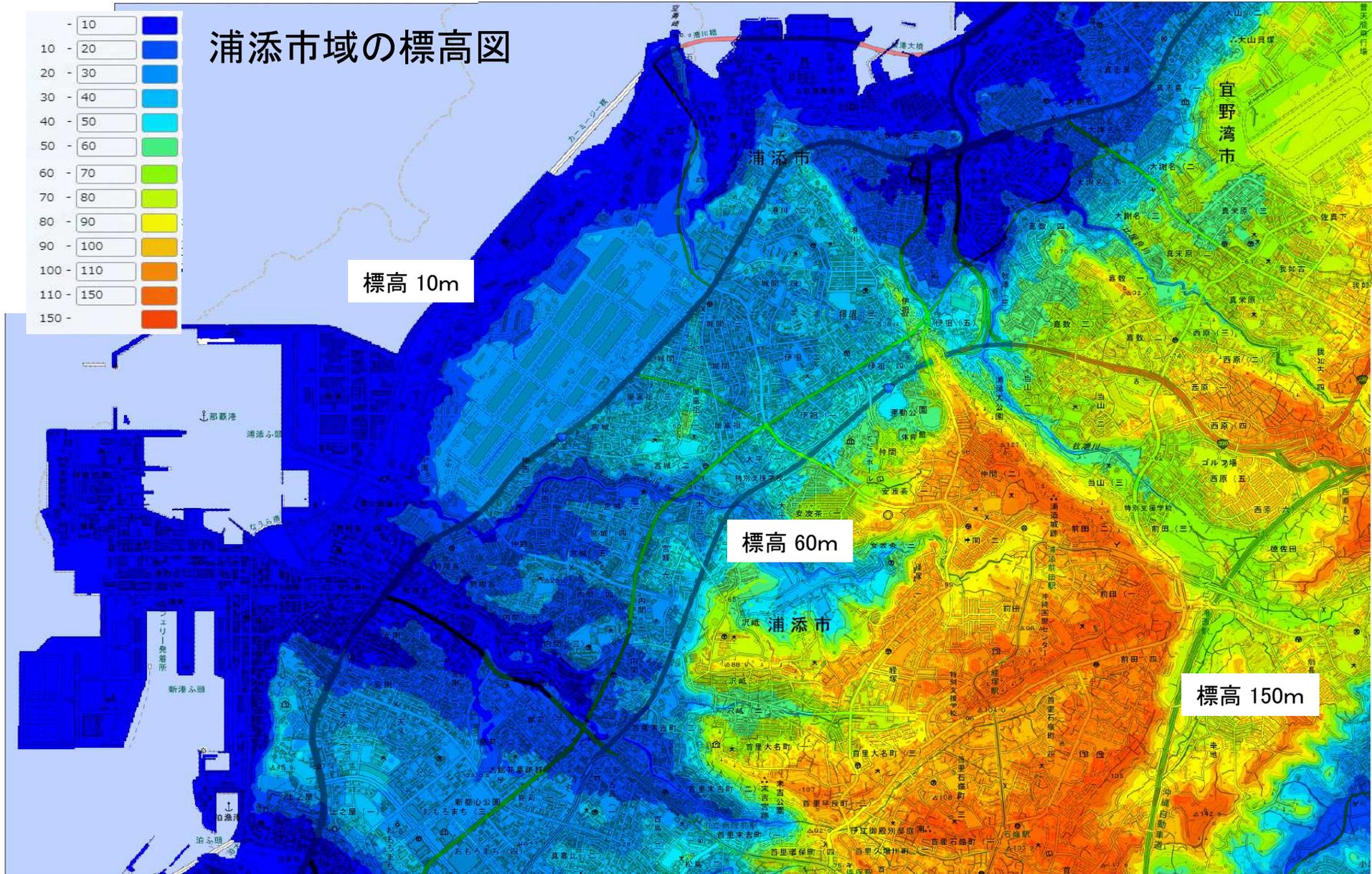


市内全域	最高限度高さの設定 主要な視点場から緑の稜線が分断されないよう高さを工夫する。 <u>浦添グスクを超えない高さとし、標高140m以下とする。</u>
------	--

浦添グスクへの眺望の確保



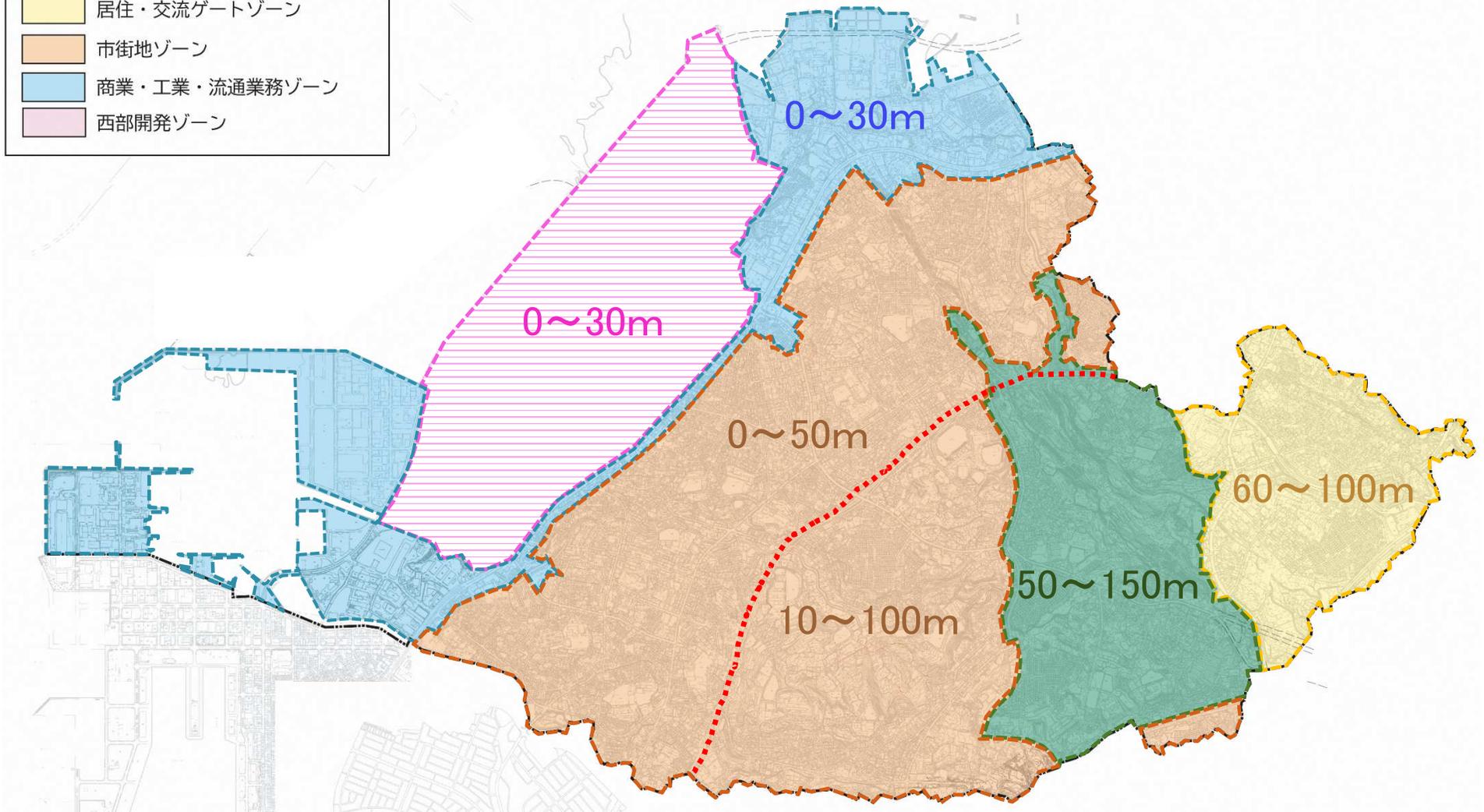
2-(2)-①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)



2-(2)-①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

ゾーン案	
凡 例	
	歴史・文化ゾーン
	居住・交流ゲートゾーン
	市街地ゾーン
	商業・工業・流通業務ゾーン
	西部開発ゾーン

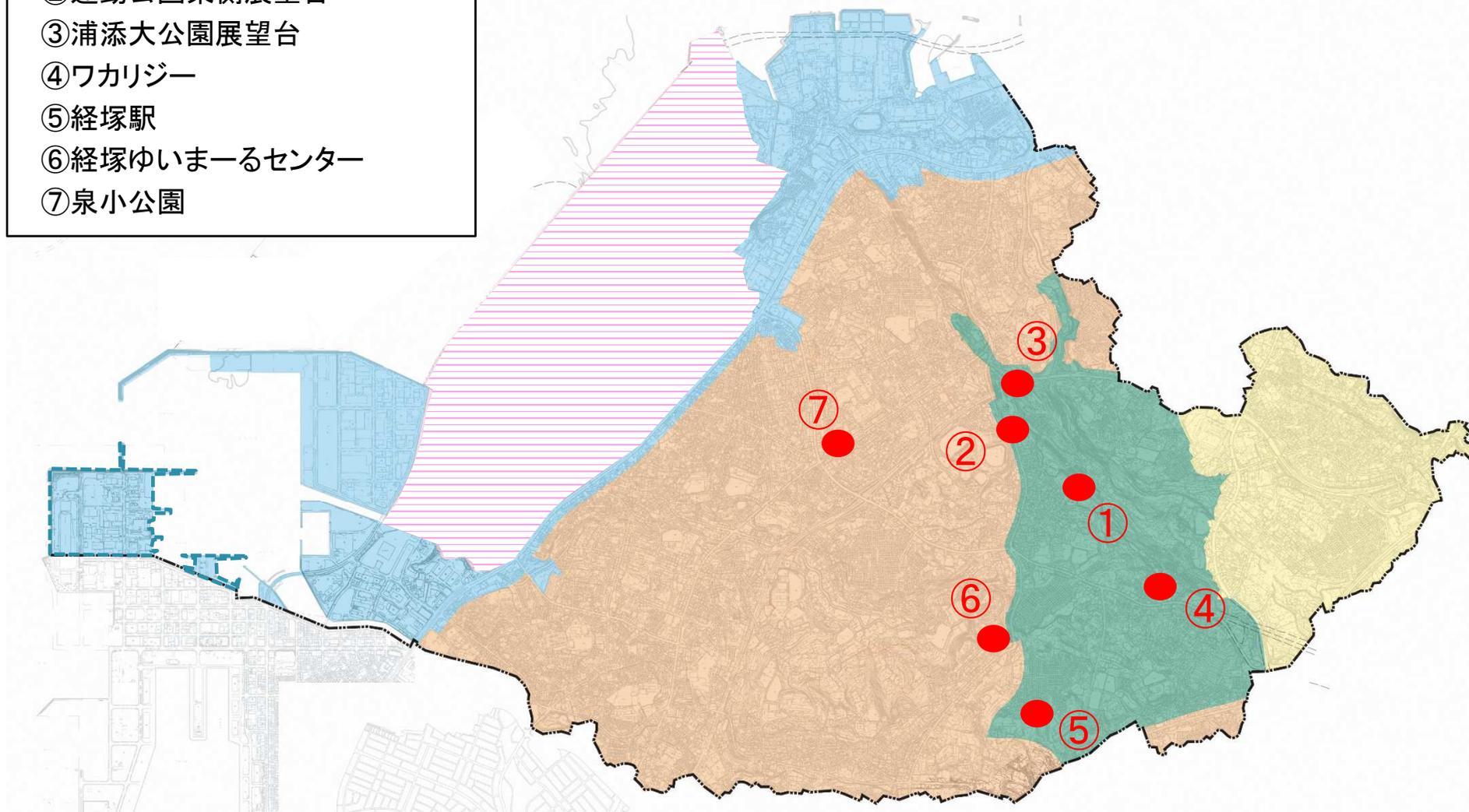
ゾーンごとの標高



2-(2)-①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

各視点場からの眺望

- ①ようどれ館北側展望台
- ②運動公園東側展望台
- ③浦添大公園展望台
- ④ワカリジー
- ⑤経塚駅
- ⑥経塚ゆいまーるセンター
- ⑦泉小公園



2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

視点場1
ようどれ館北側展望台





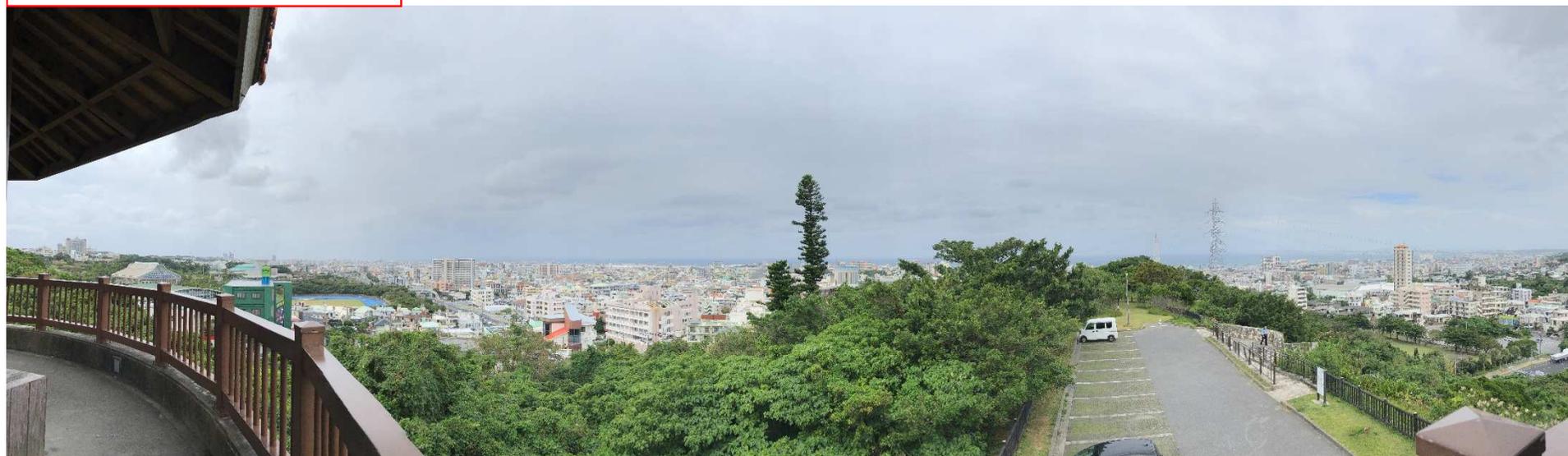
2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

視点場2
運動公園東側展望台



2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

視点場3
浦添大公園展望台



2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

視点場4
ワカリジー



2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

視点場5
経塚駅





2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

視点場6
経塚ゆいまーるセンター



2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

視点場7
泉小公園



■ 視点場(運動公園東屋)から海への眺望



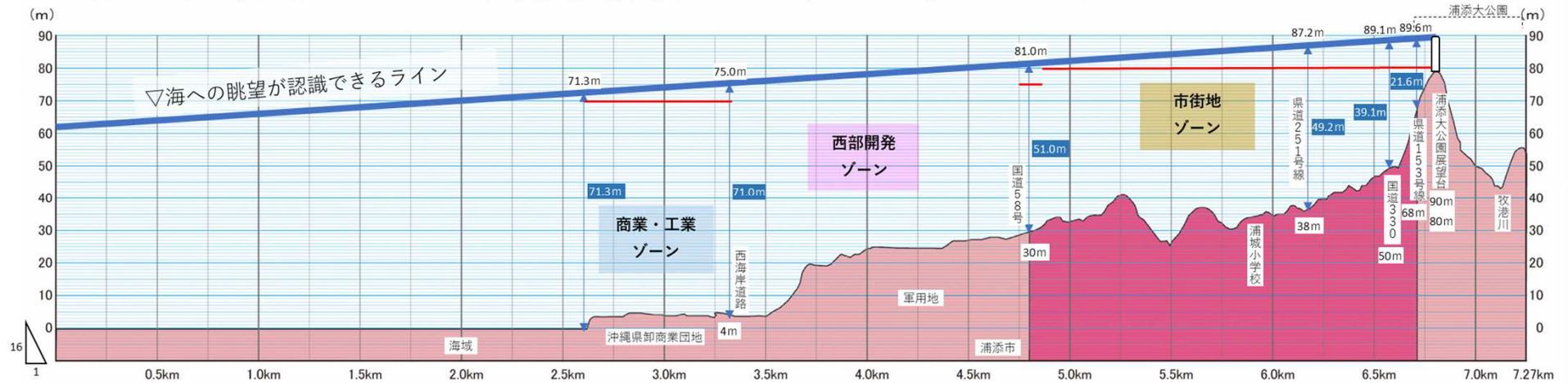
赤点線: 国道58号沿いに標高約75mラインを表示。

- ・標高75mラインでは海(慶良間諸島)が認識できる。
- ・国道58号沿道の建物はおおむね標高75m以内の高さとなっている。

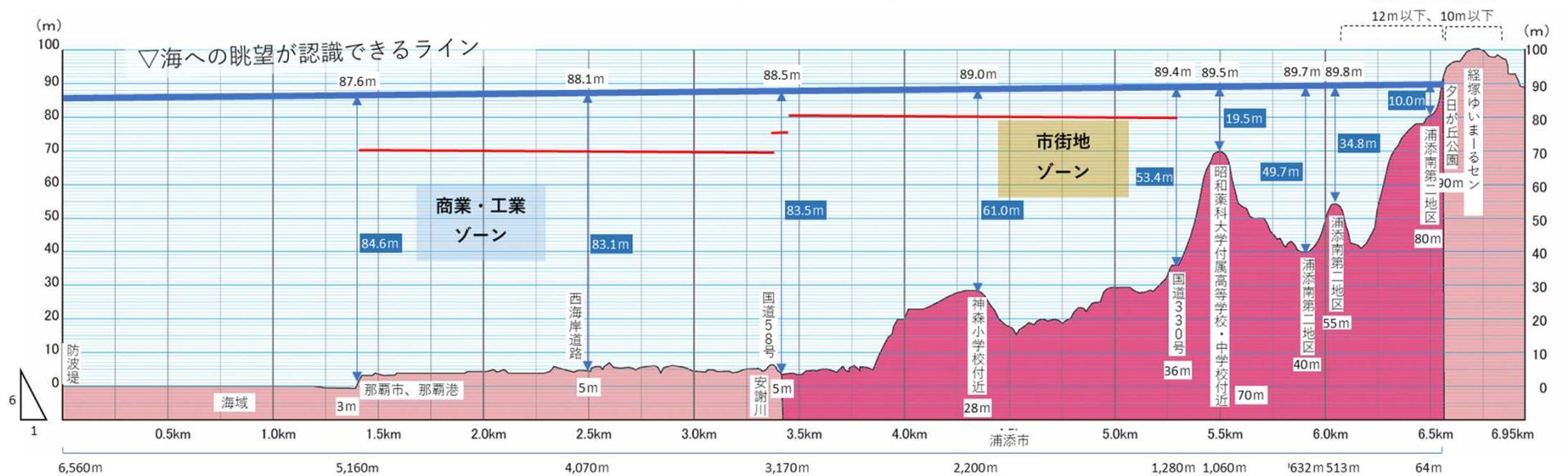
結 果: 各視点場から海への眺望を確保できる標高75mを国道58号周辺の最高限度高さとして設定し、地形断面図にて各ゾーンごとの最高限度高さを検討を行う。

2-(2)-①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

浦添大公園・展望台(90m)から海(慶良間諸島(ヌガンヌ島・クエフ島)0m)への眺望



経塚ゆいまーるセンター(90m)から海(慶良間諸島(ヌガンヌ島・クエフ島)0m)への眺望



凡例: — はゾーン最高高さを示す。

2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

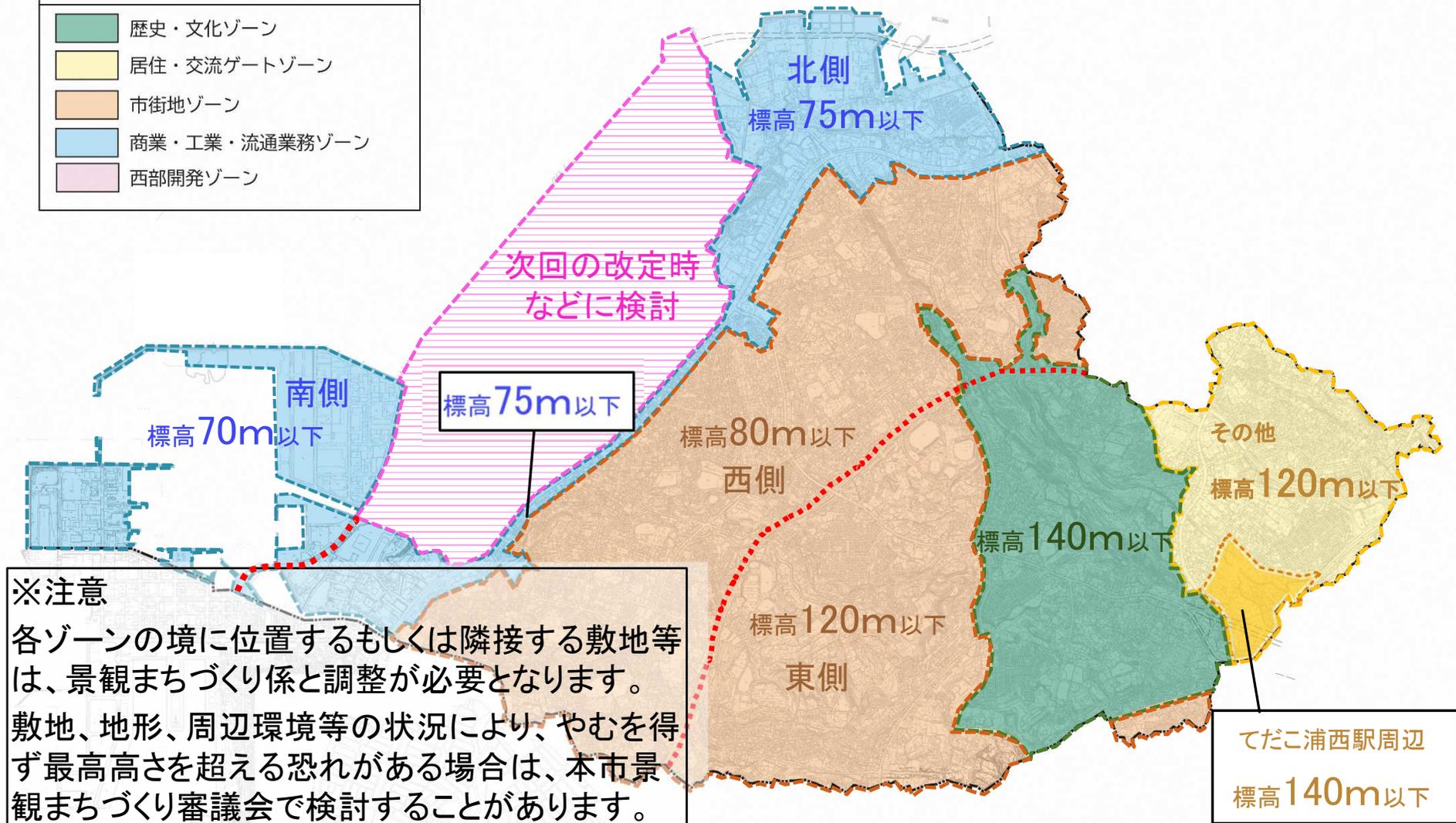
各ゾーンにおける最高限度高さ一覧

区域		最高限度高さ	基準設定理由
歴史・文化ゾーン		標高140m以下	浦添グスクを超えない高さ
居住・交流 ゲートゾーン		標高120m以下	当該ゾーンの地盤高さは、標高が60m～100mと起伏の差があり、くぼ地となっている為、用途地域や地形の形状をふまえ、120mと設定する。
	てだこ浦西駅周辺	標高140m以下	地盤高さ・駅周辺の高度利用が図れる高さ
市街地ゾーン	西側	標高80m以下	浦添大公園展望台・浦添市運動公園の東屋より海への眺望が確保できる高さ
	東側	標高120m以下	当該ゾーンの地盤高さは、標高が10m～100mと起伏の差が大きい為、用途地域や地形の形状をふまえ、120mと設定する。
商業・工業 流通業務 ゾーン	北側・58号線	標高75m以下	各視点場(浦添大公園・浦添市運動公園・市役所)より海への眺望が確保できる高さ
	南側	標高70m以下	経塚ゆいまーるセンターより海への眺望が確保できる高さ

2-(2) - ①. 景観形成基準の見直し(高さ基準)

ゾーン案	
凡 例	
	歴史・文化ゾーン
	居住・交流ゲートゾーン
	市街地ゾーン
	商業・工業・流通業務ゾーン
	西部開発ゾーン

各ゾーンにおける最高限度高さ



※注意

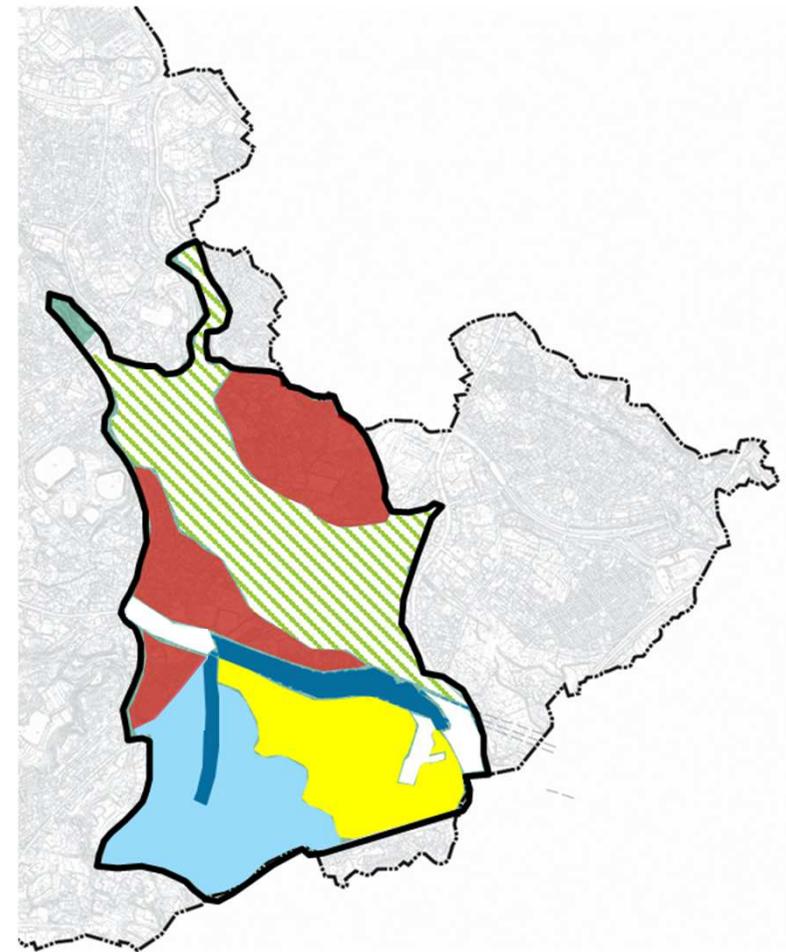
各ゾーンの境に位置するもしくは隣接する敷地等は、景観まちづくり係と調整が必要となります。
敷地、地形、周辺環境等の状況により、やむを得ず最高高さを超える恐れがある場合は、本市景観まちづくり審議会で検討することがあります。

2-(2)-①. 景観形成基準の見直し(高さ基準) 参考

各ゾーンには、ゾーンごとの最高限度高さの他、都市計画法や建築基準法等において高さの制限があります。例として「歴史・文化ゾーン」における、他法令に係る主な高さ制限は以下のとおりです。

法律	区分	高さ制限
都市計画法	地区計画	12・15m
	高度地区	18m
	市街化調整区域	
建築基準法	第一種低層住居 専用地域	10m
	第二種低層住居 専用地域	12m

※上記制限は、各法令における一部でありますので、その他の高さに関する制限につきましては、各法令を所管する担当部署へご確認の程よろしく申し上げます。



歴史・文化ゾーン 区分別図



2-(2)-②. 景観形成基準の見直し(色彩基準)

浦添市及び県内市町村の色彩基準(現行)

市町村	基調色	補助色	アクセント色	エリア
浦添市	明度8以上、彩度2以下 (3階以上)	なし	10%以下	なし
那覇市	明度7.5~8以上、 彩度2~3以下	各面の30%以下 (アクセント色と合算)	住居系:5%以下 その他:10%以下 ※階数により明度・彩度の制限あり。	あり
宜野湾市	各壁面の70%以上 明度8以上、 彩度2以下	各面の30%以下 (アクセント色と合算)	暮らし場:5%以下 商業・幹線沿道・海岸:10%以下 ※概ね高さ10m以下で使用可	あり
沖縄市	各壁面の70%以上 明度8以上、 彩度2以下	25%以下 明度7以上、彩度3以下	5%以下	あり
豊見城市	大部分を占める色 明度8以上、 彩度2以下	各壁面の25%以下 (強調色を使用しない場合は その許容範囲を加算できる) 明度8以上、 彩度3以下 ※2階以下推奨	住居系:5%以下 商業系:10%以下 市街化調整区域内の感染沿道:10%以下 ※2階以下推奨	あり
うるま市	大部分を占める色 明度8以上、 彩度2以下	・基調色より小面積 ・落ち着いた色(低彩度)	商業地:10%以下 その他:5%以下	あり
南城市	各壁面の70%以上 明度8以上、 彩度2以下	一般的には25%程度	一般的には5%程度	なし
北谷町	各壁面の70%以上 明度8以上、 彩度2以下	彩度8以下が好ましい	住居系:5%以下 商業系:10%以下 ※商業系建築物は緩和あり。	あり
北中城村	全体面積の約65%(目安) 明度8以上、 彩度2以下	約25%(目安)	約10%(目安)	なし
西原町	明度8以上、 彩度2以下	概ね15%	住宅系:5%以下 商業系:10%以下	あり

2-(2) - ②. 景観形成基準の見直し(色彩基準)



基準適合



基準適合への見直し対象



基準不適合



届出不要

2-(2) - ②. 景観形成基準の見直し(色彩基準)

	R系			YR系				Y系				GY系		G系		BG系		B系		PB系		P系		RP系		無彩色				
	2.5R	7.5R	10R	2.5YR	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y	5Y	7.5Y	10Y	2.5GY	7.5GY	2.5G	7.5G	2.5BG	7.5BG	2.5B	7.5B	2.5PB	7.5PB	2.5P	7.5P	2.5RP	7.5RP					
1	高 明 度 低 彩 度 色	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	9/2	▼現行基調色	N9	
		8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	8/2	N8
		8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	8/4	N7
	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2	7/2		
	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4	7/4		
	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6	7/6		
	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6		
2	高 明 度 中 彩 度 色	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	9/6	9/6	9/6	9/6	9/6	9/6	9/6	9/8	9/6	9/6	9/6	9/6							8/10	8/10	8/8			
		7/10	7/10	7/10	7/8	7/8	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/8	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	8/6	7/8	7/10	8/12	8/12	7/10			
		7/12	7/12	7/12	7/10	7/10	7/8	7/8	7/8	7/8	7/8	7/8	7/8	7/8	7/10	7/8	7/8	7/8	7/6	7/6	7/6	7/8	7/10	7/12	7/16	7/16	7/12			
3	中 明 度 低 彩 度 色	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	6/2	N6		
		5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4	5/4			
		4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4		
4	中 明 度 中 彩 度 色	6/8	6/8	6/8	6/8	6/8	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6			
		5/10	5/10	5/10	5/10	5/10	5/8	5/8	5/8	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6	5/6		
		4/12	4/12	4/12	4/10	4/8	4/8	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6	4/6		
5	低 明 度 低 彩 度 色	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2			
		2/4	2/4	2/4	2/4	2/6	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4	2/4		
		1/6	1/4	1/4	1/6	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2		
6	低 明 度 中 彩 度 色	3/8	3/8	3/8	3/8		3/6	3/6																						
		2/8	2/8	2/8																										
7	中 明 度 高 彩 度 色	6/14	6/14	6/14	6/14	6/12	6/10	6/10																						
		5/16	5/16	5/14	5/12																									
		4/14	4/14																											

基調色現行は青ライン 基調色見直しは黄ライン、補助色は赤ライン

見直し(案)

基調色 : YR~Y 明度7以上、彩度4以下
その他 明度8以上、彩度4以下

補助色 : YR~Y 明度7以上、彩度6以下
その他 明度7以上、彩度4以下
 各面の30%以下(アクセント色と合算)

基調色・補助色共に、階数制限はなし

アクセント色 : 割合...10%

※仲間重点地区は現状のまま

(明度8以上、彩度2以下、強調色10%)

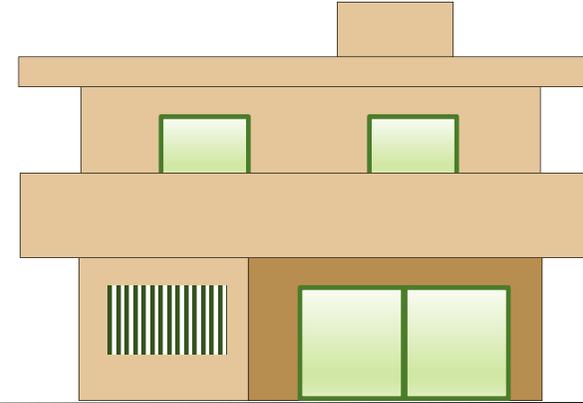
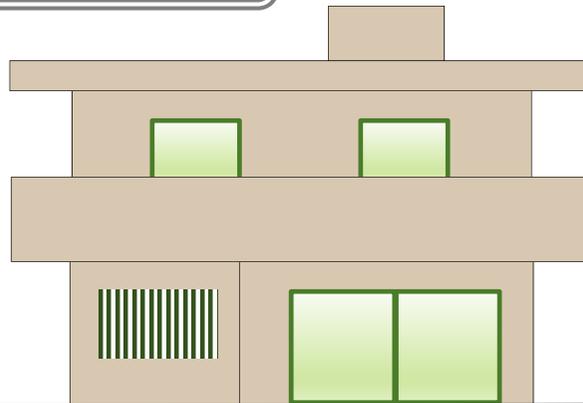
低緯度地域である沖縄は太陽光が赤みをおびる性質があり、その光には赤や暖かみのある色が特に美しく映える。
 自然の中の緑は彩度3~6程度とされ、建物等が周り調和するよう、それらの彩度より落ち着いたものが望ましい。

2-(2)-②. 景観形成基準の見直し(色彩基準)

浦添グスク・大公園周辺エリア

※色彩は、使用されるPC機器及び印刷機等により、実際の色味とは異なる可能性があります。

現行
基準対象外

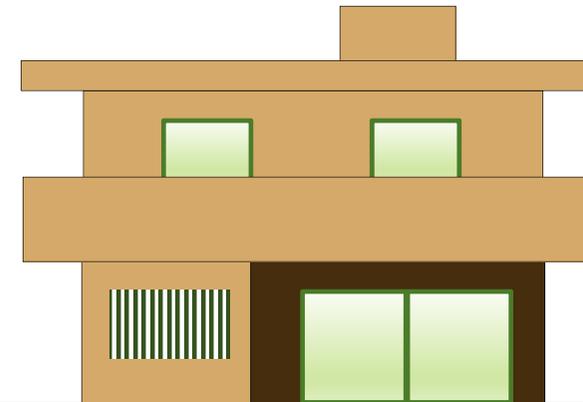
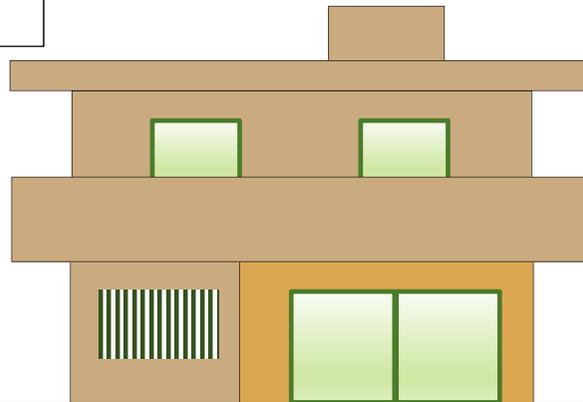


改定案

基調色YR~Y系7/4
補助色YR~Y7/6
アクセント10%

7.5YR8/2アクセント無

10YR8/4
アクセント10YR6/6



10YR7/4
アクセント10YR7/8

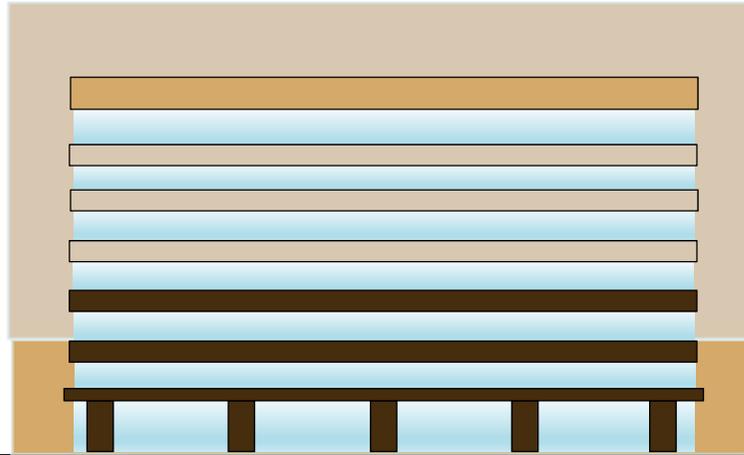
10YR7/6
アクセント10YR2/4

2-(2)-②. 景観形成基準の見直し(色彩基準)

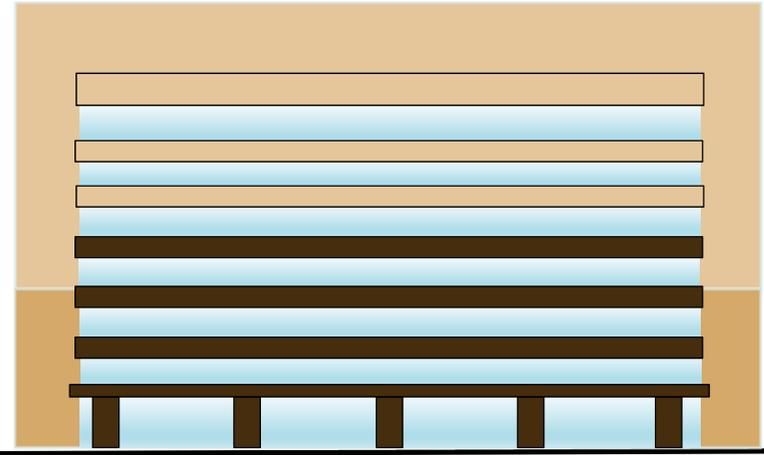
共同住宅・大型建物 色彩イメージ

※色彩は、使用されるPC機器及び印刷機等により、実際の色味とは異なる可能性があります。

改定案
YR~Y系
基調色7/4
補助色7/6
アクセント20%

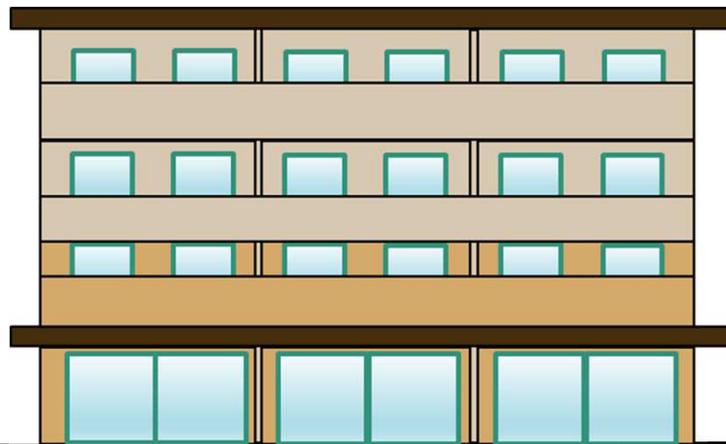


7.5YR8/2
アクセント10YR2/4、10YR8/4

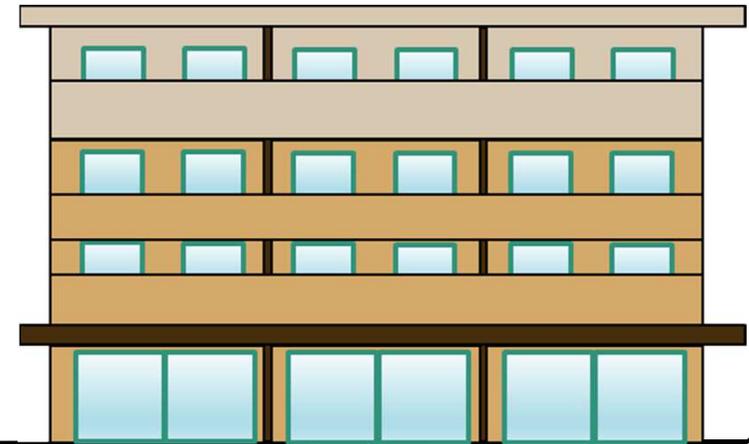


基調色10YR8/4、補助色7.5YR7/6
アクセント10YR2/4

改定案
YR~Y系
基調色7/4
補助色7/6
アクセント15%



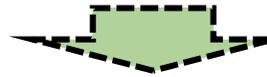
7.5YR8/2
アクセント10YR2/4



基調色7.5YR8/2、補助色7.5YR7/6
アクセント10YR2/4

2-(2)-③. 景観形成基準の見直し(緑化基準)

項目	景観形成基準
緑化・垣・柵・塀	・原則として敷地面積の3%以上の緑地を設けることとし、間口の1/5以上を緑化するよう配置する。



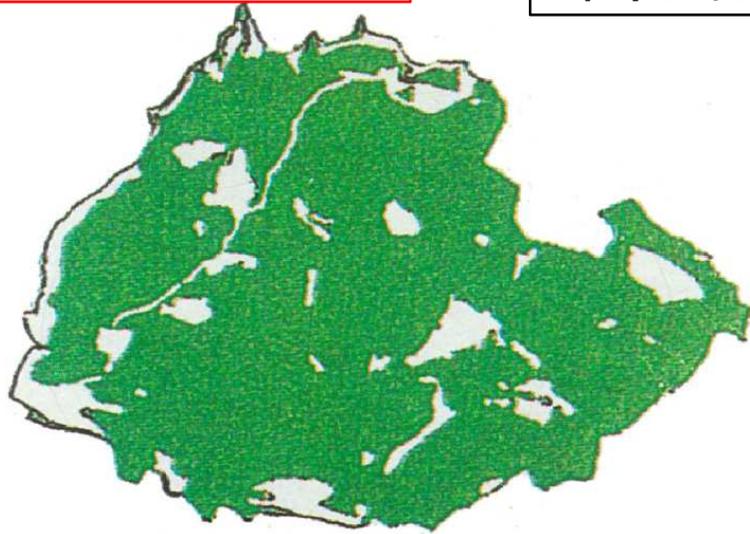
緑の基本計画 緑化の目標	<p>■宅地(住宅、事業所)</p> <p>原則敷地面積の10%以上及び間口側道路境界線の長さの1/4以上を緑化</p>
-----------------	--



緑化基準の見直し	
民間宅地	<p>敷地面積の10%以上及び間口側道路境界線の長さの1/4以上を緑化</p> <p>●周辺景観と調和した敷地内緑化や壁面緑化・屋上緑化などの修景に努める (生垣・壁面・屋上緑化助成制度を促進)</p>

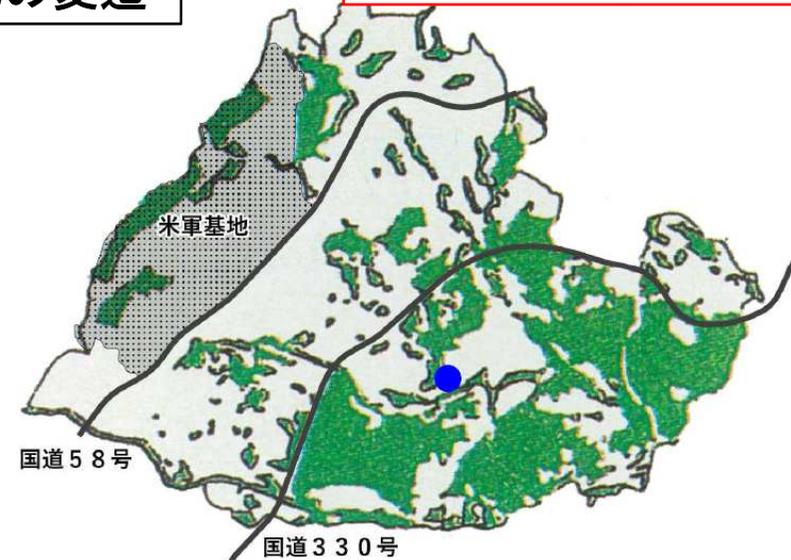
2-(2)-③. 景観形成基準の見直し(緑化基準)

大正8年(緑被率 約82%)

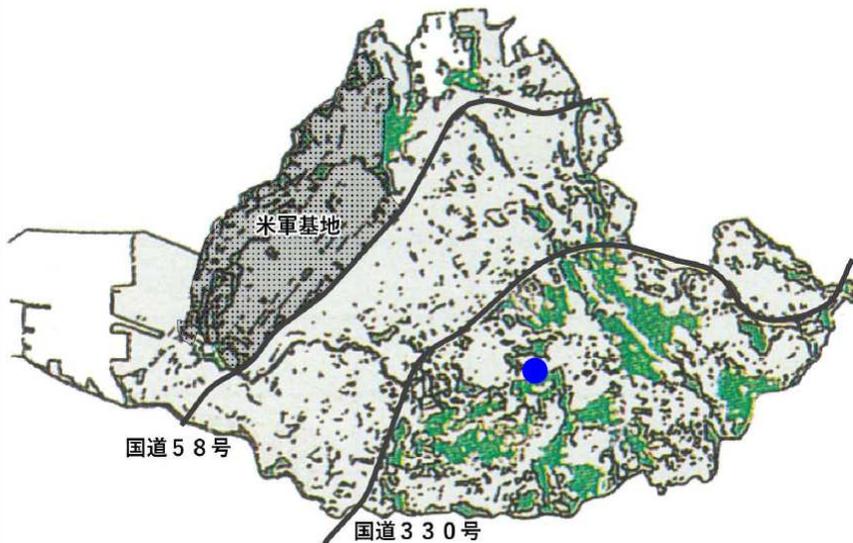


本市における緑地の変遷

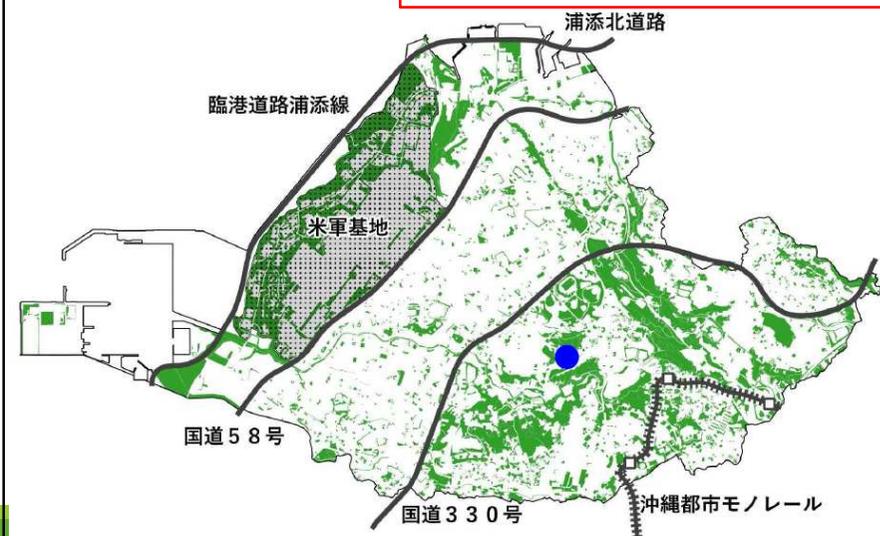
昭和49年(緑被率 約41%)



平成10年(緑被率 約20%)



平成30年(緑被率 約17%)



2-(2)-③. 景観形成基準の見直し(緑化基準)

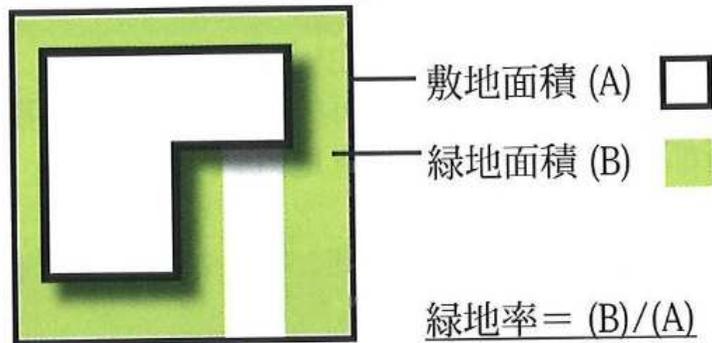
浦添市及び県内市町村の緑化基準(現行)

	緑化率または緑地率	間口・その他	緑被率	緑視率
浦添市	緑地率 3%以上	間口 1/5以上	—	— 基準なし
那覇市	数値基準なし			
宜野湾市	緑化率 5%(商業・幹線沿道) 10%(暮らし場) 15%(海岸周辺) ※1,500㎡超の宿泊施設・商業施設は5%上乘せ	間口1/2以上推奨 緑化20㎡につき、 中高木1本	—	—
沖縄市	緑地率 10%(市街地・集落)	—	20%(市街地・集落)	
			20%(商業景観軸等)	25%(商業景観軸等)
(エリア重複は緑地率>緑被率>緑視率、いずれかの指標を満たす)				
うるま市	緑地率 5~10%(商一部) 15%(住一部) 20%(住一部・工・大商業施設)	—	10~20%(商一部) 25%(住一部) 30%(住一部・工・大商業施設)	15%(グスクロード沿い) 20%(あやはしパールライン沿い)
豊見城市	緑地率5% ※敷地1,000㎡以上は5%追加	敷地1,000㎡以上は間口 1/4以上	緑被率15%	—

緑のマスタープランや
現状の緑化状況から
基準の見直しを行う

2-(2) - ③. 景観形成基準の見直し(緑化基準)

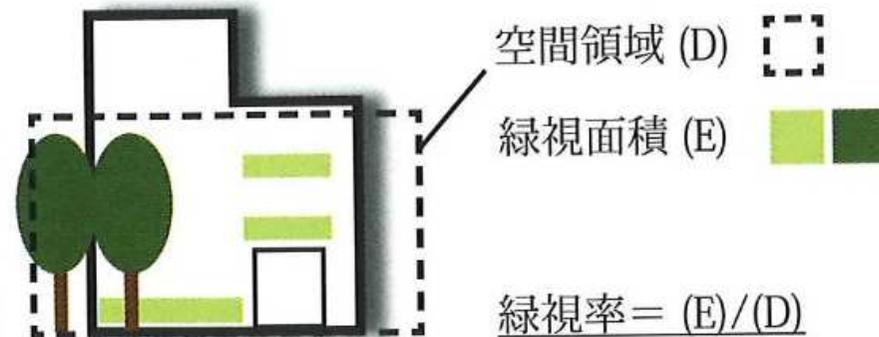
緑地率：植込地や植栽樹、芝生地などの面積の総和を敷地面積で除した割合。



◎算出しやすく届出・指導が容易

緑視率：正面から見た構図に占めるみどりの比率のことで、予測される完成形を基準に割り出した数値。

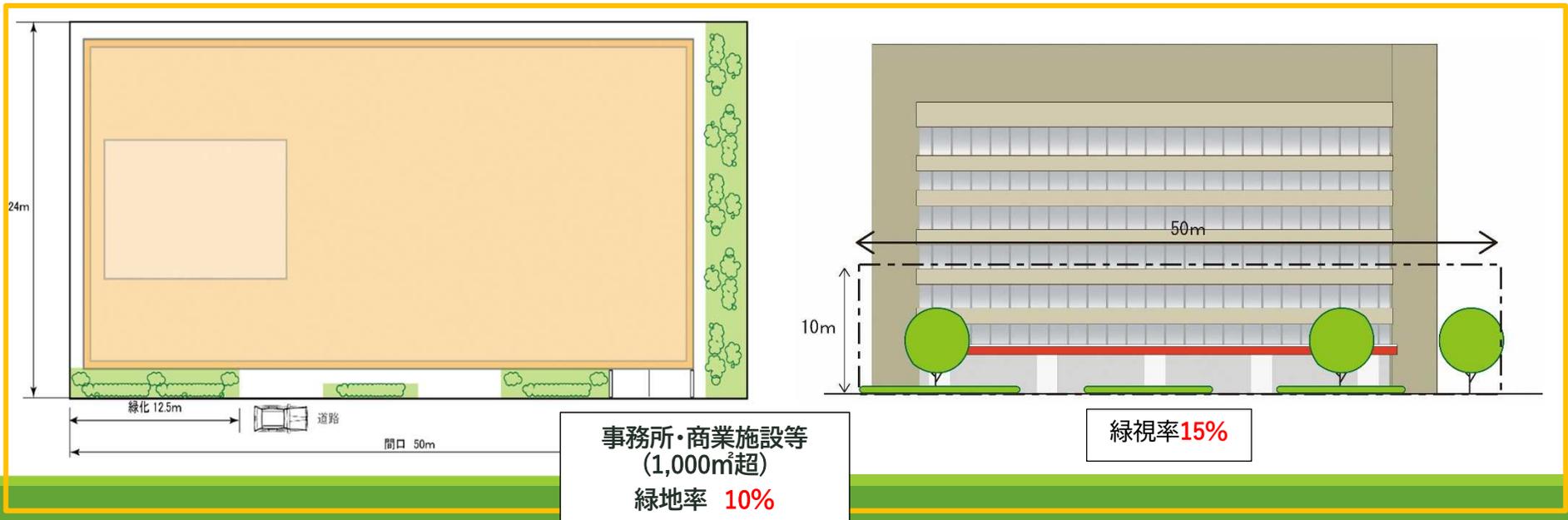
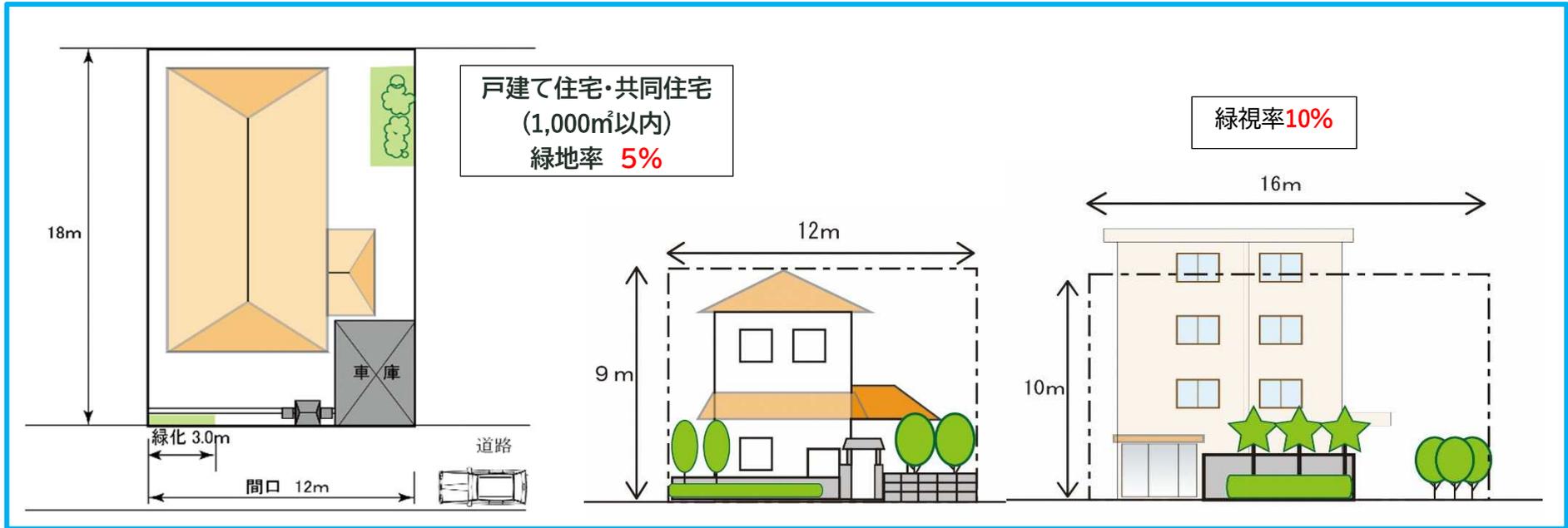
沿道に植栽スペースを配することがまち並み景観に資するため、緑視率として評価する。



◎立体的な緑を評価できる。
沿道景観における緑の像を具体的に確認できる。

出典：沖縄県景観形成ガイドライン

2-(2)-③. 景観形成基準の見直し(緑化基準)



緑化基準(案)

	緑地率	間口・その他	緑視率
浦添市 (改定案)	緑地率 原則5% ※1,000㎡超の事務所・宿泊施設・商業施設は5%上乘せ	間口1/4以上	又は 緑視率 原則10% ※1,000㎡超の事務所・宿泊施設・商業施設は5%上乘せ

ただし、道路境界から2m以内の植栽は、高木1本につき10㎡、中木1本につき2㎡、低木1本につき0.4㎡を加算することができる。

【定義】

高木:高さ3m以上 中木:高さ1m以上、3m未満 低木:高さ0.3m以上、1m未満

【間口及び敷地面積が狭小の場合の緩和措置】

間口の延長が8m未満もしくは敷地面積が100㎡(約30坪)未満の敷地の緑化基準については、景観まちづくり係と事前に協議を行うこと。

2-(2)-④. 景観形成基準の見直し（届出対象規模）

現行 届出対象規模

場 所	規 模
商業、準工業、工業、工業専用	高さが 20m を超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
上記以外	高さが 13m を超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの



改定後 届出対象規模(案)

商業・工業・流通 業務ゾーン	高さが 15m を超えるもの 又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
西部開発ゾーン	
歴史・文化ゾーン	高さが 10m を超えるもの 又は建築面積が500㎡を超えるもの
住居・交流 ゲートゾーン	
市街地ゾーン	

新たな制度	内 容
完了届	行為の届出内容と工事の完成内容に相違がないことを確認するため、完了届の提出を義務化する。
無届行為の措置	景観の届出対象行為であるとしりながら、景観形成基準に適合しないものをしようとした者又はした者に対して、勧告・命令を行うことができるとともに、その内容について市ホームページで公表を行う。
勧告・変更命令の公表	景観形成基準に適合しない、又は虚偽の届出を行った場合の勧告・変更命令について、市ホームページで公表を行う。

2-(3) - ②. 新たな制度(事前協議)

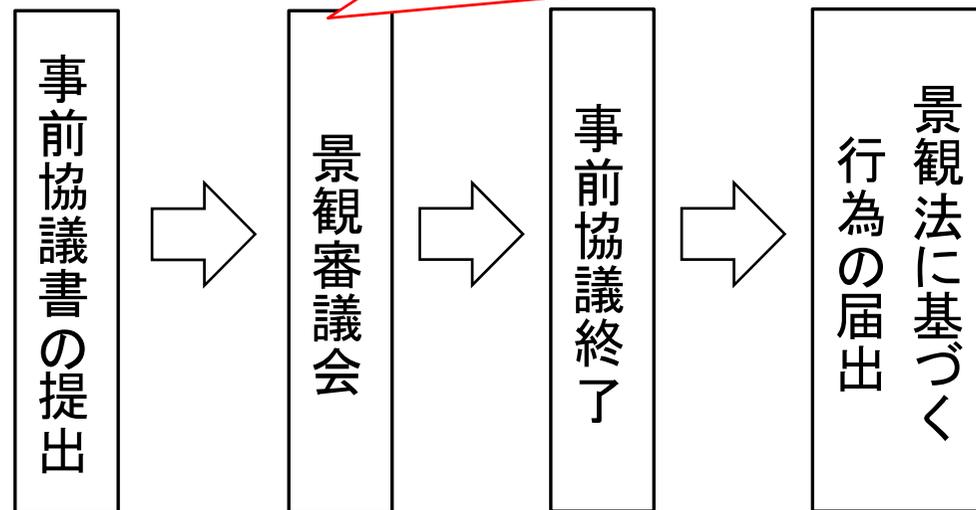
事前協議書

対象 : 高さ35mを超えるものか、各ゾーンの高さ基準を超えるもの
又は延べ面積3,000㎡以上
景観形成基準及び屋外広告物条例の基準値を満たさないもの

時期 : 設計に反映しやすい時期 (例)基本計画、基本設計

事前協議の流れ(案)

事前協議対象物件は原則、景観審議会へ諮問します。



協議の実効性及び透明性を確保する観点から、
協議結果等を市のホームページで公表できるようにします。

2-(3)-③. 新たな制度(広域的な連携について)

本市に隣接する那覇市、宜野湾市、西原町では、景観計画が定められており、建築物や道路等の公共施設などにおいて、良好な景観形成を図る取り組みが進められています。このため、他市町の境界に跨って計画される建築物の取り扱いや道路等の公共施設については、他市町との連携が必要となることから、本市景観計画にその取扱い等について明記します。



2-(4). 景観重要公共施設について

本市の景観計画において、平成28年9月30日に県道浦添西原線（JAおきなわ浦添支店～浦添消防署付近）の区間を景観法に基づく景観重要公共施設に指定しています。



路線名	主要地方 道浦添西原線
対象区間起点	安波茶二丁目93 (JAおきなわ浦添支店)
対象区間終点	前田二丁目1837番1 (浦添消防署付近)
距離(m)	約1,450m



参考写真: JAおきなわ浦添支店、浦添消防署付近

2-(4). 景観重要公共施設について

景観重要公共施設：県道浦添西原線に関する整備基準

○浦添グスクの周辺地区(バッファゾーン)として、歴史文化特性に配慮した良好な道路景観づくりに配慮する。

○道路の付属物については、浦添グスクの歴史文化特性に配慮し、落ち着いた色彩・デザイン等とする。但し、次の場合はこの限りではない。

①安全性の確保などのため、他の法令等で色彩が規定されているもの

②その他、施設管理者が必要と認めるもの

○歩行者等の快適性確保やうるおいある沿道景観の形成のため、街路樹等による緑化に努め、緑の連続性を確保する。

○周辺住民をはじめ、来訪者等の利便性・快適性確保のため、道路機能と景観の両面において、質の高い整備に努めるとともに、適切な維持管理及び改善に努める。



2-(4). 景観重要公共施設について

景観重要公共施設：県道浦添西原線に関する占用基準

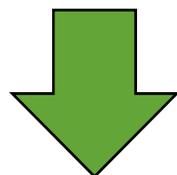
- 占用物は、浦添グスクやモノレール車窓、歩道部・車道部等からの良好な眺望を確保し、魅力ある沿道景観の形成に資するよう配慮する。
- 占用物の基調となる色彩は、浦添グスクの周辺地区として、歴史文化特性に配慮した落ち着いた色彩を基本とし周辺景観に配慮した色彩とする。
- 占用物のデザイン、素材等は、浦添グスクの周辺地区として歴史文化特性に配慮するとともに、沿道のまちなみとの一体感や賑わいの創出に配慮したものとする。
- 賑わいを創出する道路空間の積極的な活用については、道路管理者、景観行政団体、景観協議会など関係機関と協議の上、設置を検討する。



2-(4). 景観重要公共施設について

景観重要公共施設の候補(案)

- ✓ 市道 国際センター線
- ✓ 臨港道路浦添線(西海岸道路)
- ✓ 市道 勢理客内間線(シーサー通り)
- ✓ てだこ浦西駅
- ✓ てだこ浦西駅周辺土地区画整理地内道路
(3・4・浦3号 前田浦西線)
- ✓ カーミージー海浜公園 など



今後、関係部署と連携をとりながら、
指定について検討しています。



臨港道路浦添線



国際センター線



シーサー通り

2-(4). 景観重要公共施設について

景観重要建造物の候補(案)

- ✓ 浦添市美術館
 - ✓ 浦添市図書館
 - ✓ 国立劇場おきなわ
 - ✓ 仲間樋川
 - ✓ 前田の古民家
- など

景観重要樹木の候補(案)

- ✓ 内間の大アカギ
 - ✓ 屋富祖御願所のガジュマル
 - ✓ 宮城御願山のウスク
- など



今後、市民の意見を聞き、関係部署と連携をとりながら、指定について検討しています。



2-(5). 屋外広告物の取り組みについて

景観計画へ屋外広告物に関する項目を追加

浦添市の地区特性（浦添グスク周辺景観地区・西海岸周辺エリア等）に応じたきめ細かな規制・誘導を行う。多様な風景や周囲との調和を保ち、共存することで地域の魅力向上、活性化を図りながら、安全な屋外広告物を設置してもらうことで安心して歩けるまちなみ形成につなげる。

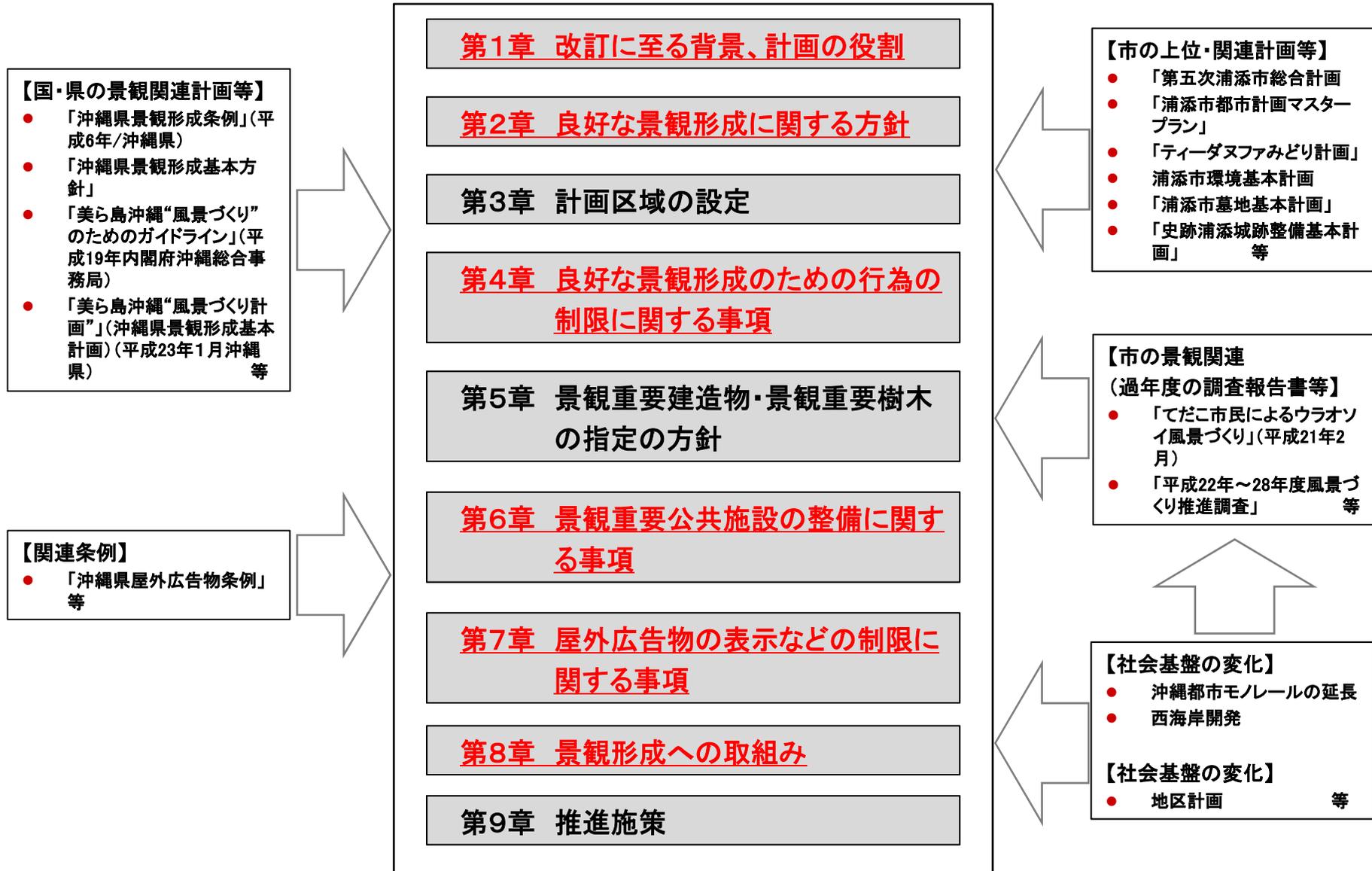
これまでの主な取り組み

- ✓ 平成30年度～令和2年度
屋外広告物検討協議会全10回 開催
- ✓ 平成31年度（令和元年度） 沖縄県より権限委譲し、屋外広告物行政の一部業務を行っている

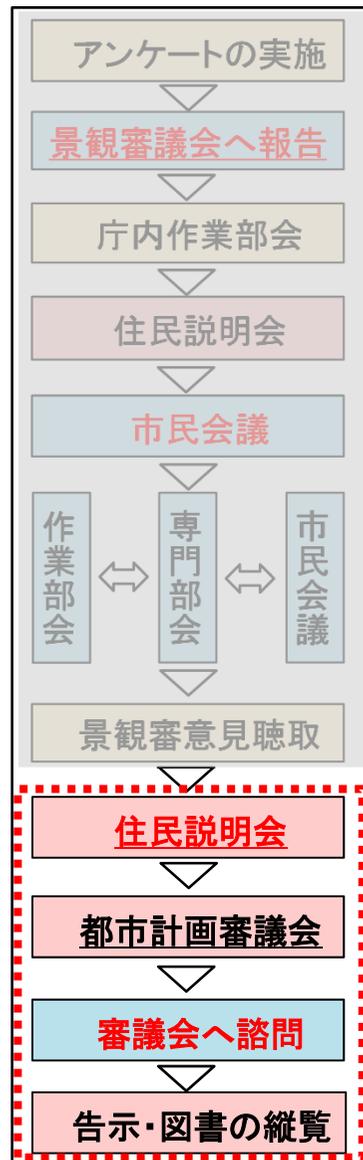
浦添市屋外広告物条例 4月施行を予定



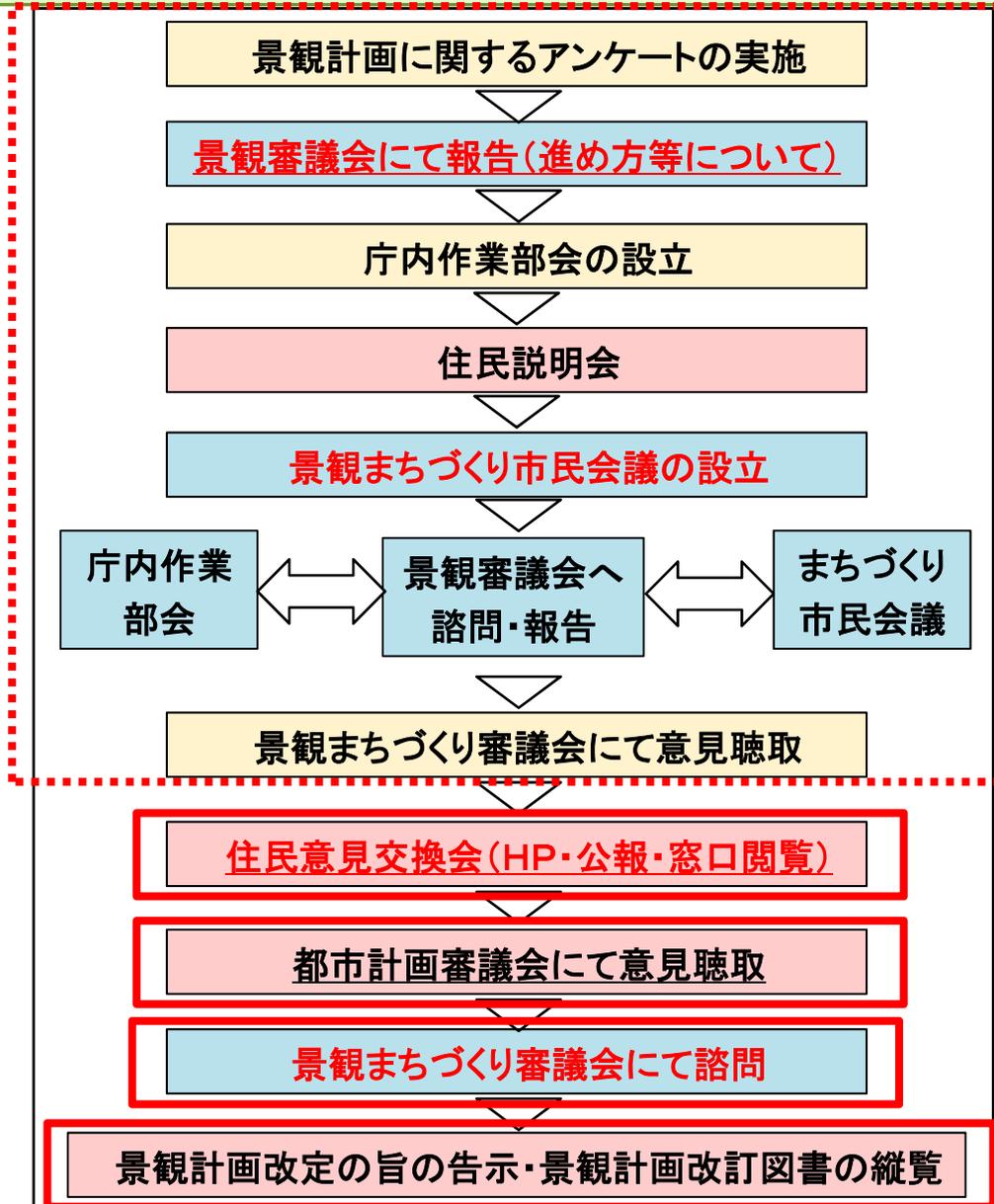
2. 改定内容(案)について



3. 今後のスケジュール(案)

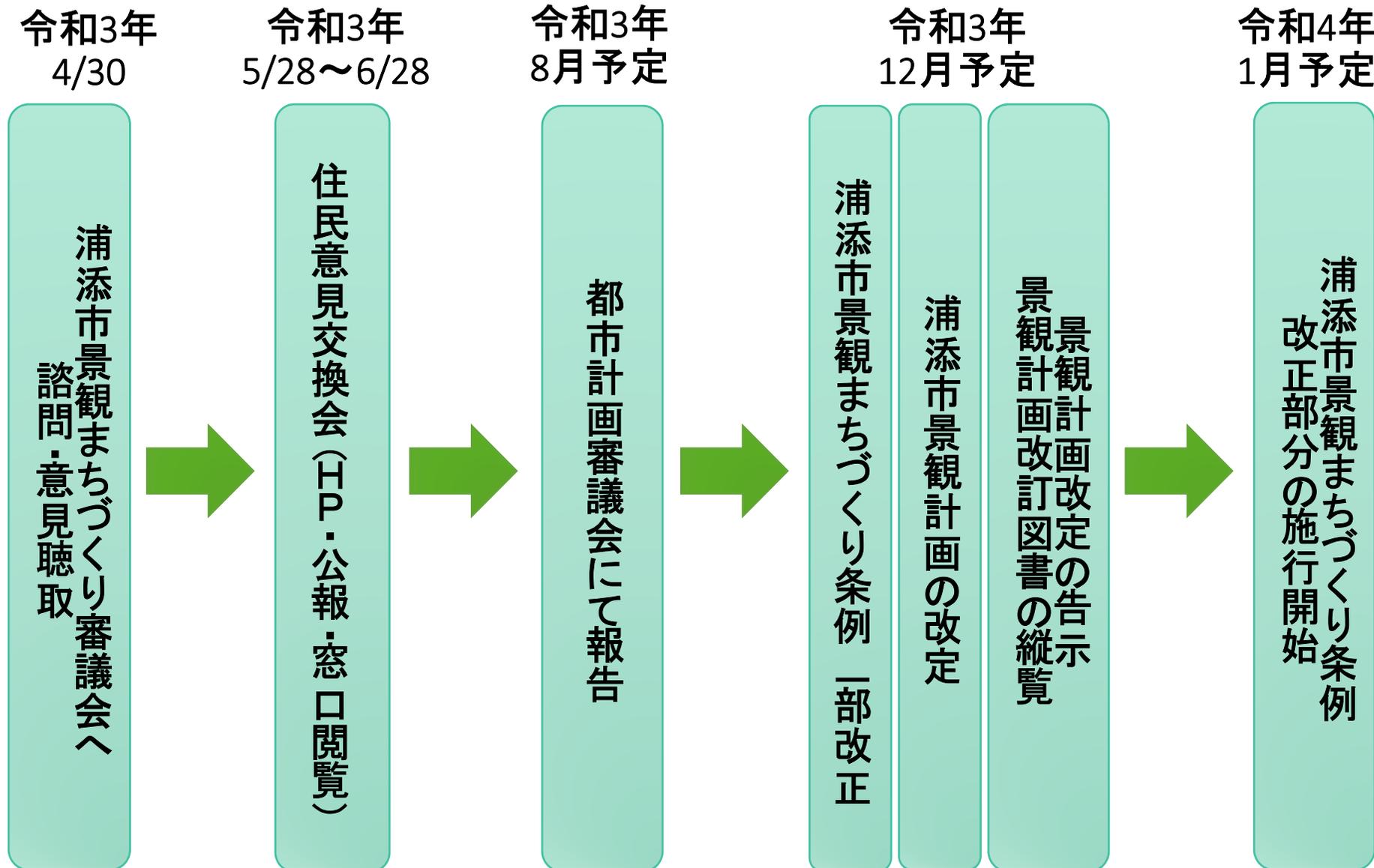


- 景観法による手続き
- 景観条例による手続き
- その他任意の制度等

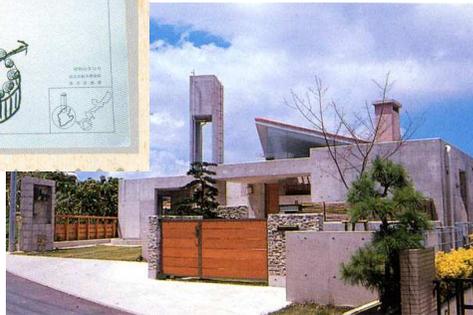


済

3. 今後のスケジュール(案)



都市景観に関する表彰制度



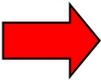
都市景観形成基本計画
都市景観形成基本計画(ガイドプラン)は、浦添市における景観形成について、

- ①市民と行政の共通目標とする
- ②総合行政の中で実現する
- ③長期的に取り組む

などのために策定するものである。

まちづくりプラン賞

啓発広報の
景観賞から



「広報啓発」と「活動支援策」としての
まちづくりプラン賞



ご清聴ありがとうございました。

